

第2次ちがさき男女共同参画推進プラン

平成 28 年度～令和 4 年度(予定)



平成 28 年(2016 年)1 月

茅ヶ崎市

目 次

第1章 プランの策定にあたって	1
1 プラン策定の趣旨	1
2 プラン策定の背景	2
(1)世界から日本への動き	2
(2)神奈川県動き	4
(3)本市の動き	4
3 策定にあたっての基本姿勢	5
4 プランの位置づけ	6
5 プランの期間	7
6 プランの策定体制	8
7 プランの策定の経過	9
8 これまでの振り返り	11
(1)前プランでの取り組み	11
(2)前プランの課題及び新プランの方向性	16
第2章 プランの体系	18
1 国や県との関連	18
2 茅ヶ崎市のプランの構成	19
3 プランの継承性	20
第3章 プランの基本理念	23
第4章 プランの基本目標	24
第5章 プランの施策と展開	26
基本目標1 男女共同参画の意識啓発の推進	26
(1)本市の現状	26
(2)これまでの取り組みと課題	30
(3)目標と取り組みの方向性	31
基本目標2 仕事と生活の両立ができる環境整備の促進	33
(1)本市の現状	33
(2)これまでの取り組みと課題	42
(3)目標と取り組みの方向性	43
基本目標3 配偶者等に対する暴力の根絶	45
(1)本市の現状	45
(2)これまでの取り組みと課題	50
(3)目標と取り組みの方向性	51
基本目標4 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実	53
(1)本市の現状	53
(2)これまでの取り組みと課題	55

(3)目標と取り組みの方向性	56
基本目標5 男女が共に参画するまちづくりの推進	57
(1)本市の現状	57
(2)これまでの取り組みと課題	63
(3)目標と取り組みの方向性	64
第6章 プランの進行管理	65
1 プランの進行管理	65
2 プランの評価指標	66
(1) 男女共同参画の進捗状況に関する指標	66
(2) 基本目標に対する指標	67
第7章 プランの推進体制	69
1 プランの推進体制	69
2 市の率先行動	70
3 国・県などへの要望と連携	70
資 料	71
1 男女共同参画のあゆみ	71
2 男女共同参画社会基本法	75
3 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	80
4 (仮称)第2次ちがさき男女共同参画推進プラン(案)について(諮問・答申)	90
5 ちがさき男女共同参画推進プラン協議会委員名簿	93
6 「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン(素案)」についてのパブリックコメント実施結果	94

第1章 プランの策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

国では、日本国憲法において、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けて「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を軸とした国際的な取り組みと連動しながら、男女共同参画社会基本法の制定など、法制度の整備や、ポジティブ・アクション^{※1}、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）^{※2}、女性に対する暴力の根絶^{※3}、男性にとっての男女共同参画^{※4}、災害対応^{※5}など、様々な取り組みが進められてきました。

本市では、平成13年に「ちがさを男女平等参画のまちに」することを目指して「ちがさき男女平等参画プラン」、平成23年に「人権が尊重された、男女共同参画社会の形成」に向けて「ちがさき男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の形成の推進に取り組んできました。

特に、「ちがさき男女共同参画推進プラン」では、女性に対する暴力、地域・防災といった分野や、高齢者・障害者・男性・子どもに関する分野など、幅広く対象を設定し、プランに基づく施策を推進してきました。

しかし、社会における制度や慣行の中には、性別による固定的な役割分担などにより、男女の個人としての能力の発揮や活動の選択を制限するものがあります。

また、そのことによる差別や格差があることも、現状として内在化されています。この大きな課題の解消に向けて、実効性のある政策及び施策に結びつけるなお一層の努力が必要です。

このようななか、「ちがさき男女共同参画推進プラン」が平成27年度で終了しますが、このプランの基本理念を踏襲し、これまでの取り組みの検証を行いながら、本市の男女共同参画社会の形成に向けた方向性を明らかにします。そして、その取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」を策定しました。

※1 社会において女性の参画を積極的に拡大することを目的としています。

※2 働き方を見直し、仕事・家庭・地域などにおいて、バランスのとれた生活が実現できる状態をいいます。

※3 女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、社会認識などの基盤づくりをしています。

※4 男性の立場・視点から男女共同参画の意義についての理解を深めてもらうため、様々な情報を提供しています。

※5 男女共同参画の視点から、災害時における必要な対応について、担当部署と連携し、広報しています。

2 プラン策定の背景

(1)世界から日本への動き

ア 国連婦人の10年と世界行動計画

昭和40年代中頃、欧米先進国を中心に、女性たちは「男は仕事・女は家庭」という男女の固定的性別役割分担を女性差別ではないかと問題化し、実質的な男女平等、女性の人権の獲得を求めた広範な女性解放運動が起きました。こうした動きは世界的な広がりを見せ、日本の女性たちも運動を起こし、政府や社会に働きかけましたが、欧米のような大きな広がりには至りませんでした。

昭和47年（1972年）、第27回国連総会において、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」とすることが決定されました。同年には、国際婦人年世界会議（第1回女性会議）が開催され、①男女平等の促進 ②社会、経済、文化の発展への女性の参加などを掲げ、目標達成のための「世界行動計画」を採択しました。同年秋に開催された第30回国連総会では、昭和60年（1985年）までを「国連婦人の10年」とし、その目標を「平等・開発・平和」とすることが宣言されました。

イ 日本の国内体制と国内法の整備

日本は、男女平等に向けた国際動向を踏まえ、昭和50年（1975年）「婦人問題企画推進本部」（平成6年（1994年）「男女共同参画推進本部」に改組）を立ち上げ、民間有識者からなる「婦人問題企画推進会議」を設置。「婦人問題企画推進本部」は昭和52年（1977年）に「世界行動計画」を受け、「国内行動計画」を策定します。また、「女子差別撤廃条約」批准のための法整備として、「男女雇用機会均等法」を制定し、「国籍法」を父母両系主義へ、家庭科の男女共修への移行などを実施しました。

ウ 女子差別撤廃条約の批准

昭和54年（1979年）、第34回国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」※6（以下、女子差別撤廃条約という。）が採択され、世界的に男女平等、女性の地位向上のための本格的な取り組みが始まります。「『女子に対する差別』とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう」と定義されました。日本は、昭和55年（1980年）に署名、昭和60年（1985年）に批准しました。

※6 昭和54年（1979年）12月、第34回国連総会において採択され、昭和56年（1981年）9月に発効されました。平成25年（2013年）6月現在の締結国数は187カ国。我が国は昭和55年（1980年）7月に署名、昭和60年（1985年）6月に批准した。締結国は、条約の実施状況について、条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することとなっています。

エ 国連の動き

第1回メキシコシティ、第2回コペンハーゲン、第3回ナイロビと5年ごとに開催されてきた世界女性会議は、平成7年（1995年）、第4回会議が北京（中国）で開催され、男女平等、開発、平和を目標に掲げ、女性のエンパワーメント※7に向けた課題を定めた「北京宣言及び行動綱領」※8が採択されました。平成17年（2005年）にニューヨーク国連本部で開催された国連「北京+10」世界閣僚級会合では、「北京宣言及び行動綱領」及び「成果文書」を再確認し、これらの完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める「宣言」が採択されました。

その後、平成21年（2009年）の国連の女性差別撤廃委員会からは、「男女共同参画社会基本法」制定後の日本の取り組み状況に対して、最終見解が公表され、条約の更なる実施に向け、我が国に対して勧告が出されました。

オ 「男女共同参画社会基本法」の制定と基本計画の策定

昭和60年（1985年）に採択された「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を基に、昭和62年（1987年）、西暦2000年に向けて新国内行動計画が決定され、男女共同参画型社会の形成が総合目標として掲げられました。平成8年（1996年）、「男女共同参画2000年プラン」が決定され、「男女共同参画を推進する社会システムの構築」、「職場、地域、家庭における男女共同参画の実現」、「女性の人権が推進・擁護される社会の形成」、「地球社会の「平等・開発・平和」への貢献」4項目が基本的方向として掲げられました。平成11年（1999年）には、「男女共同参画社会基本法」が施行され、全国の自治体が「男女共同参画プラン」の作成に取り組み始めました。

国では、平成12年（2000年）12月に「男女共同参画社会基本法」に基づく「男女共同参画基本計画」、平成17年12月には「第2次男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）までの施策を掲げた第3次基本計画では、「男性、子どもにとっての男女共同参画」、「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」、「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」、「科学技術・学術分野における男女共同参画」、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」の5項目が加えられ、15項目が掲げられました。

※7 自己決定能力といった個人的な力、法的・経済的・政治的な力などをつけることをいいます。

※8 第4回世界女性会議で採択されました。行動綱領は12の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのための行動計画を記しています。具体的には、①女性と貧困、②女性の教育と訓練、③女性と健康、④女性に対する暴力、⑤女性と武力闘争、⑥女性と経済、⑦権力及び意思決定における女性、⑧女性の地位向上のための制度的な仕組み、⑨女性の人権、⑩女性とメディア、⑪女性と環境、⑫女兒から構成されています。

(2)神奈川県動き

昭和 57 年（1982 年）に策定した「かながわ女性プラン」をもとに「かながわ女性会議（現 特定非営利法人かながわ女性会議）」を結成し、江の島に「婦人総合センター」（後のかながわ女性センター）を開設しました。

そして、昭和 62 年（1987 年）には、時代の潮流を考慮して「新かながわ女性プラン」を策定し、更に平成 9 年（1997 年）には、21 世紀にむけ「かながわ女性プラン 21」を策定しました。

また、平成 14 年（2002 年）には、神奈川県男女共同参画推進条例を制定し、県や事業者及び県民の責務について定め、平成 15 年（2003 年）に男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画計画として、「かながわ男女共同参画推進プラン」を策定し、平成 20 年（2008 年）には、「かながわ男女共同参画推進プラン（第 2 次）」を策定しました。

しかし、女性の年齢階級別労働力率における 35～39 歳の値（35 ページ図 6 参照）が全国ワースト 2 位であるなどの課題や社会環境の変化を踏まえ、男女共同参画を一層推進していくため、平成 25 年（2013 年）に、新たに「かながわ男女共同参画推進プラン（第 3 次）」を策定しました。

平成 27 年 4 月から「かながわ女性センター」は江の島から県藤沢合同庁舎内に場所を移し、「かながわ男女共同参画センター」（愛称：かなテラス）と改称しました。

(3)本市の動き

女性施策の総合的推進を図るため、昭和 61 年（1986 年）に庁内関係各課で構成する「茅ヶ崎市婦人関係行政推進連絡協議会」（平成 8 年（1996 年）「茅ヶ崎市女性行政推進会議」、平成 14 年（2002 年）「茅ヶ崎市男女共同参画推進会議」に改称）を設置しました。

また、市民による茅ヶ崎市婦人問題懇談会の提言を経て、平成 3 年（1991 年）に委員 13 人で構成する「茅ヶ崎市女性行動計画策定委員会」を設置し、女性に関わる問題を解決するため、平成 5 年（1993 年）に「ちがさき女性プラン」を策定しました。

そして、平成 5 年度（1993 年度）から企画部文化室を女性行政の窓口とするとともに、諮問機関として市民で構成する「ちがさき女性プラン推進協議会」を設置しました。

平成 10 年（1998 年）に、女性センターを現在地に移転し、市長室市民活動推進課女性政策担当を女性センター内に設置しました。

平成 13 年（2001 年）に「ちがさき男女平等参画プラン」を策定し、その推進、調査研究及び啓発事業の実施に努めてきました。

平成 14 年（2002 年）に、企画部男女参画社会課となり、女性の生活上の様々な悩みを相談する窓口として、「女性のための相談室」を同年 10 月に開設しました。

平成 17 年（2005 年）には、新たに 4 つの重点的に取り組むべき課題などを設定し、「ちがさき男女平等参画プラン」を見直し、改訂を行いました。平成 22 年度（2010 年度）には文化生涯学習部男女共同参画課となり、更なる男女共同参画社会の形成の推進に向けて「ちがさき男女共同参画推進プラン」（平成 23 年度～27 年度）を策定しました。

また、平成 24 年度（2012 年度）には、条例改正を行い、平成 25 年（2013 年）4 月 1 日に女性センターを男女共同参画推進センター（愛称：いこりあ）と改称しました。

3 策定にあたっての基本姿勢

- (1) 本市の男女共同参画社会の実現を計画期間の重要課題とし、男女共同参画社会の形成に関する取り組みの総合的かつ計画的な推進を図ります。
- (2) 本市における男女共同参画社会の形成に関する取り組みについて、継続性・一貫性を図るため、本市の既存のプランである「ちがさき男女共同参画推進プラン」の基本理念を踏襲します。
- (3) これまでの取り組みの検証を行いながら、本市の男女共同参画社会の形成に向けた方向性を明らかにします。
- (4) 本市における男女共同参画社会実現のために、自治基本条例や市民参加条例に則りつつ、市民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚した上で、相互の連携・協力を図ることのできる施策を明らかにしていきます。
- (5) 市民の実質・実態を統計的に知るジェンダー統計^{※9}を勘案しながら、具体的な施策に活かしていきます。
- (6) プランの進捗状況を測るために、市民を対象とした「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。また、「ちがさき男女共同参画推進プラン」の策定後、毎年、はがきによる「男女共同参画に関するアンケート調査」を実施し、評価指標の進捗管理とプランの進行状況の把握に努めています。

【男女共同参画に関する市民意識調査】

調査の概要	調査対象：茅ヶ崎市在住の満18歳以上の男女3,000人 調査方法：郵送（封書）による配布・回収方式 実施時期：平成26年1月17日～2月7日 有効回収：1,304件（有効回収率43.5%）
-------	---

【男女共同参画に関するアンケート調査】

調査の概要	調査対象：茅ヶ崎市在住の満18歳以上の男女1,300人 調査方法：郵送（はがき）による配布・回収方式 実施時期：平成26年5月1日～5月31日 有効回収：393件（有効回収率30.2%）
-------	--

- (7) 国の「男女共同参画基本計画」に準じ、本市の喫緊課題でもある少子・超高齢問題の中で、様々な困難を抱える人々への視点を入れつつ、ワーク・ライフ・バランスや新しい公共のあり方について総合計画との整合性を鑑みながら議論の積み上げをし、策定します。

※9 ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会的通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。

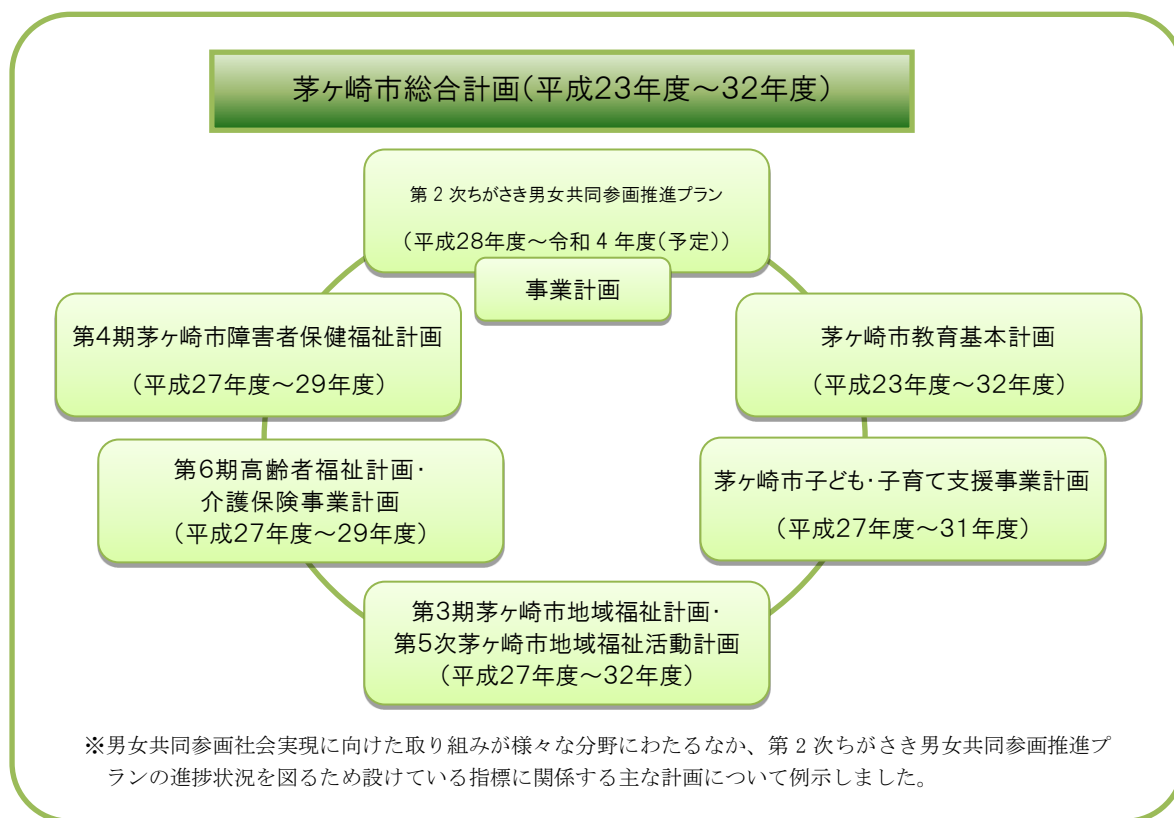
ジェンダー統計

男女の意識による偏り、格差や差別の現状及びその要因、現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計である。ジェンダー統計の整備のため、統計調査などについて、可能な限り性別データを把握し、公表する必要がある。

4 プランの位置づけ

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画です。
- (2) 「茅ヶ崎市総合計画」に基づくプランです。
- (3) 関連する本市の個別計画と連携し、本市の男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するためのプランです。また、このプランに基づき、3年間を計画期間とする事業計画を別に策定し、プランの着実な推進を図ります。
- (4) このプランの「基本目標3 配偶者等に対する暴力の根絶」を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に規定されている市町村基本計画として位置づけ、「茅ヶ崎市DV^{※10}対策基本計画」とします。

男女共同参画社会の実現 ～男女共同参画社会基本法～

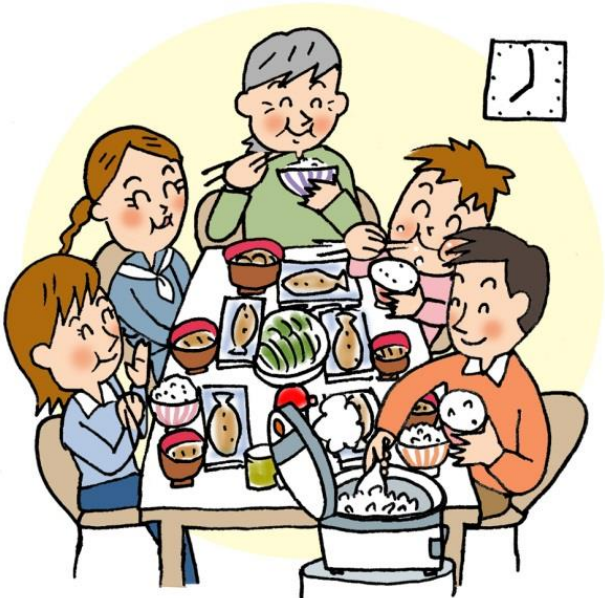


※10 「domestic violence (ドメスティック・バイオレンス)」の略。配偶者や恋人、婚約者、同棲相手、元配偶者など親密な関係にある者から受ける暴力や暴言をいいます。

5 プランの期間

平成 28 年度を初年度として、令和 4 年度までの 7 年間を計画期間とします(予定)。
また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、中間年においてプランの見直しを行います。

年度	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4
計画名	茅ヶ崎市総合計画											
	ちがさき男女共同参画推進プラン					第2次ちがさき男女共同参画推進プラン						
	前期事業計画					前期事業計画						
	見直し					見直し						
	後期事業計画					後期事業計画						

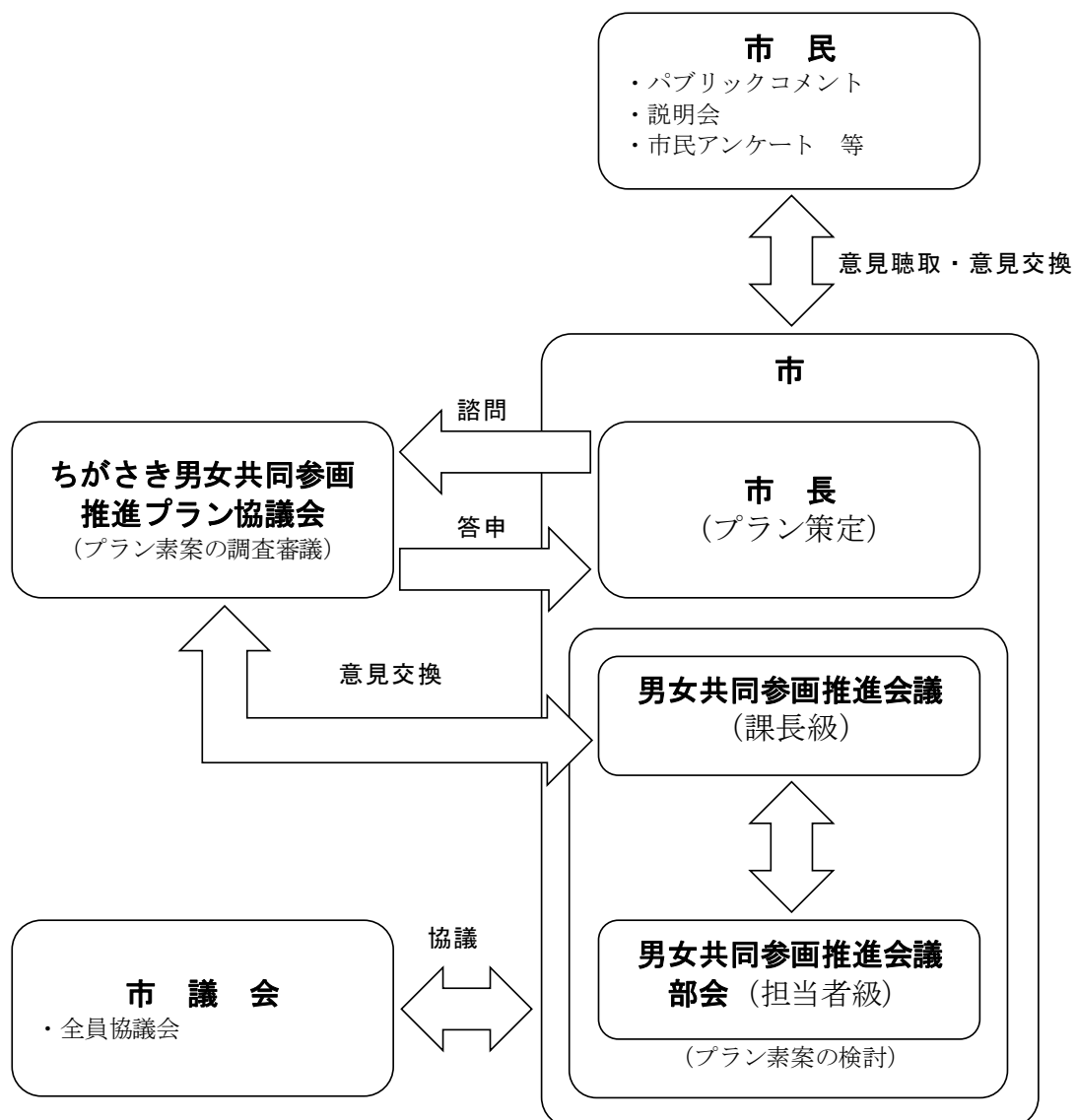


6 プランの策定体制

このプランの策定にあたり、ちがさき男女共同参画推進プラン協議会及び茅ヶ崎市男女共同参画推進会議を開催し、これまでの取り組みの成果と課題の検証を行うと共に、今後の取り組みについて検討を行いました。

ちがさき男女共同参画推進プラン協議会は、公募の市民、学識経験者、茅ヶ崎市男女共同参画推進センター登録団体、関係団体などの代表者で組織され、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申又は建議する附属機関です。

茅ヶ崎市男女共同参画推進会議は、男女共同参画社会の形成に関する施策の啓発及び推進活動に関すること、並びにその調査研究、庁内組織の連絡調整をする会議です。



7 プランの策定の経過

平成 25 年度

項 目	日 付	内 容
男女共同参画に関する市民意識調査	1月17日～ 2月7日	調査対象：茅ヶ崎市在住の満18歳以上の男女3,000人 調査方法：郵送による配布・回収方式 有効回収：1,304件（有効回収率43.5%）
	3月	男女共同参画に関する市民意識調査報告書作成

平成 26 年度

項 目	日 付	内 容
男女共同参画推進会議	6月24日	・「(仮称)第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」策定方針(案)について
ちがさき男女共同参画推進プラン協議会	7月15日	・諮問 (仮称)第2次ちがさき男女共同参画推進プラン(案)について ・策定方針案
男女共同参画推進会議	7月22日	・「(仮称)第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」策定方針(案)について
政策調整会議	7月29日	・「(仮称)第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」策定方針(案)について
政策会議	8月5日	・「(仮称)第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」策定方針(案)について
男女共同参画推進会議	11月5日	・「(仮称)第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」の素案について
ちがさき男女共同参画推進プラン協議会	11月18日	・「(仮称)第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」の素案について
男女共同参画推進会議部会	12月1日	・「(仮称)第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」の素案について
男女共同参画推進会議	12月10日	・「(仮称)第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」の素案について
ちがさき男女共同参画推進プラン協議会	12月16日	・「(仮称)第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」の素案について
ちがさき男女共同参画推進プラン協議会	1月20日	・「(仮称)第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」の素案について ・「(仮称)第2次ちがさき男女共同参画推進プラン(案)」への答申について
ちがさき男女共同参画推進プラン協議会	2月2日	・「(仮称)第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」の素案について
男女共同参画推進会議	2月6日	・「(仮称)第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」の素案について
ちがさき男女共同参画推進プラン協議会	2月17日	・答申 (仮称)第2次ちがさき男女共同参画推進プラン(案)について

第1章 プランの策定にあたって

平成27年度

項 目	日 付	内 容
政策調整会議・政策会議	4月7日・ 4月21日	・(仮称)第2次ちがさき男女共同参画推進プラン(素案)及びパブリックコメントの実施について
全員協議会	5月22日	・第2次ちがさき男女共同参画推進プラン(素案)について
意見交換会	5月30日	・第2次ちがさき男女共同参画推進プラン(素案)について
パブリックコメント	5月25日～ 6月24日	・第2次ちがさき男女共同参画推進プラン(素案)について
ちがさき男女共同参画推進プラン協議会	6月1日	・第2次ちがさき男女共同参画推進プラン策定状況について
男女共同参画推進会議	7月14日	・第2次ちがさき男女共同参画推進プラン策定状況について
政策調整会議・政策会議	9月28日・ 10月13日	・第2次ちがさき男女共同参画推進プラン(素案)のパブリックコメントの結果及びプラン(案)について



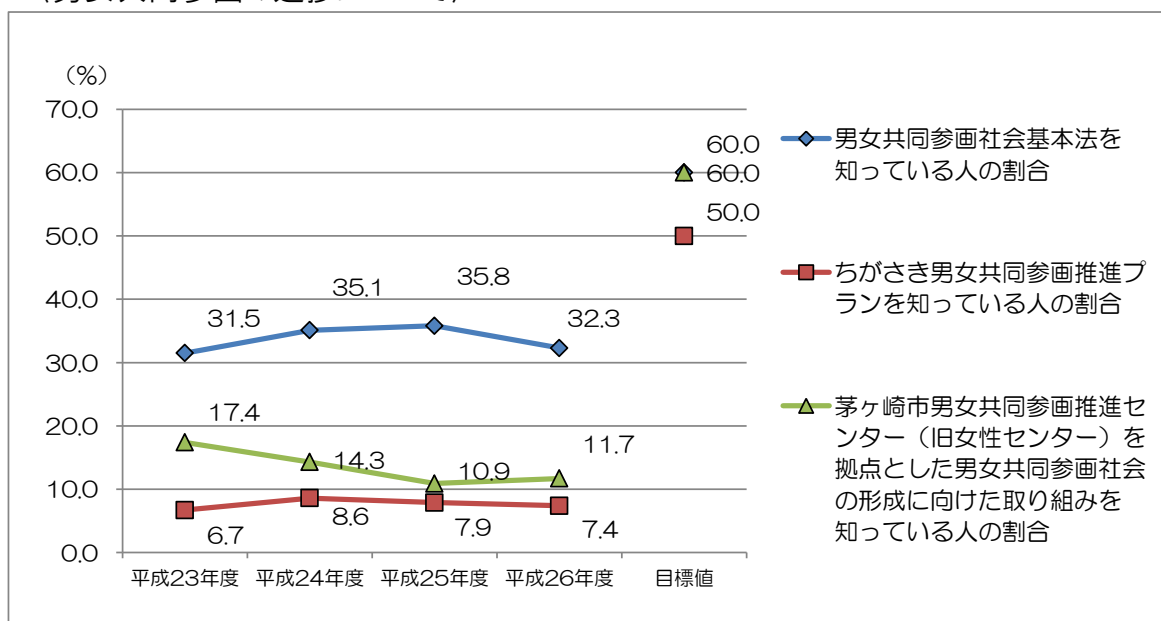
8 これまでの振り返り

(1) 前プランでの取り組み

ちがさき男女共同参画推進プラン（平成 23 年度～27 年度）では、「人権が尊重された男女共同参画社会の形成」を基本理念に、4つの基本目標と14の目標を定め、様々な施策を展開してきました。

男女共同参画の進捗状況に関する指標と、それぞれの基本目標に関する指標を定め、プランの進捗状況を把握しました。進行管理における参考とする指標の結果は、平成 23 年度から平成 26 年度に実施した、はがきによるアンケート調査の結果です。

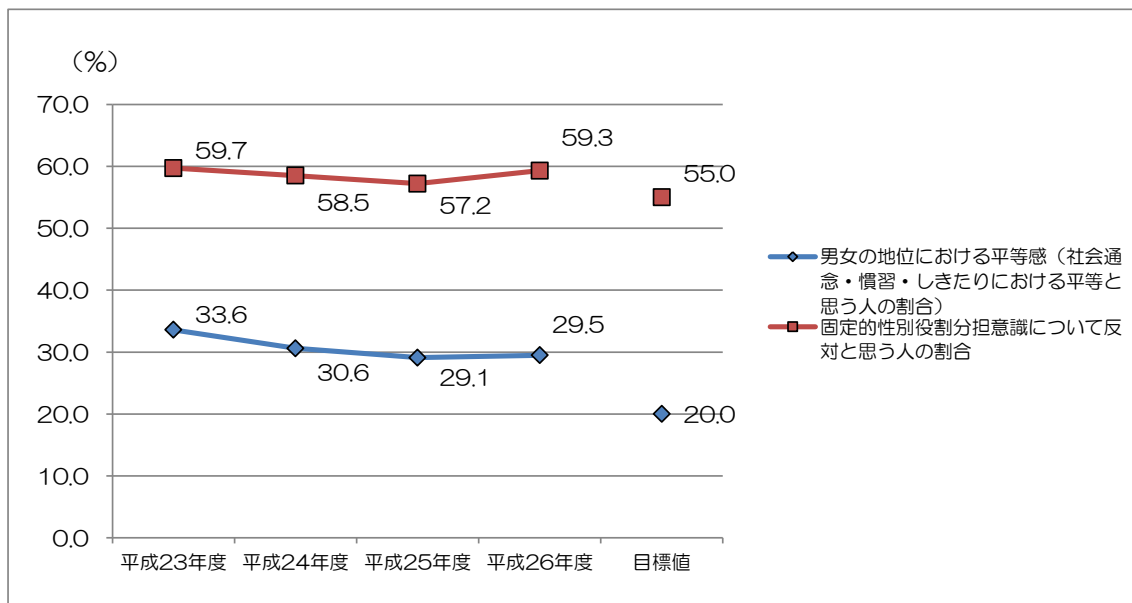
〈男女共同参画の進捗について〉



資料：「男女共同参画に関するアンケート調査」

「男女共同参画社会基本法を知っている人の割合」と「ちがさき男女共同参画推進プラン」を知っている人の割合はほぼ横ばい傾向にありますが、「茅ヶ崎市男女共同参画推進センターを拠点とした男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを知っている人の割合」は当初より減少しており、さらなる事業の展開や周知啓発が必要となっています。

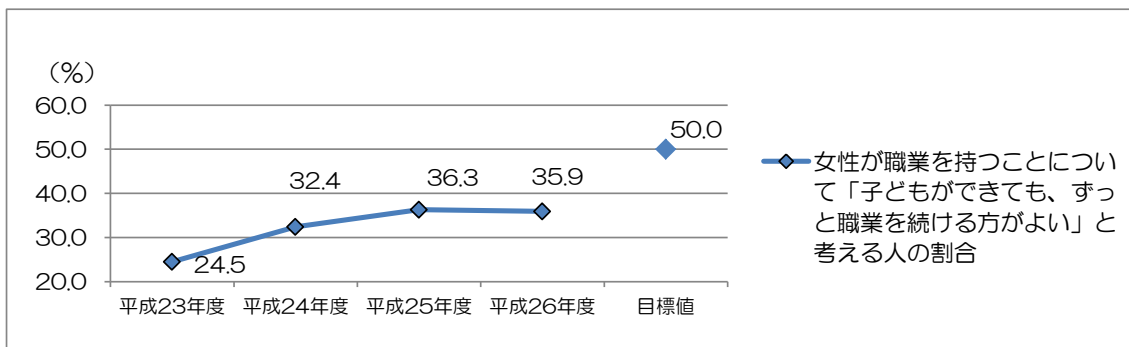
〈基本目標1 男女平等の意識づくり〉



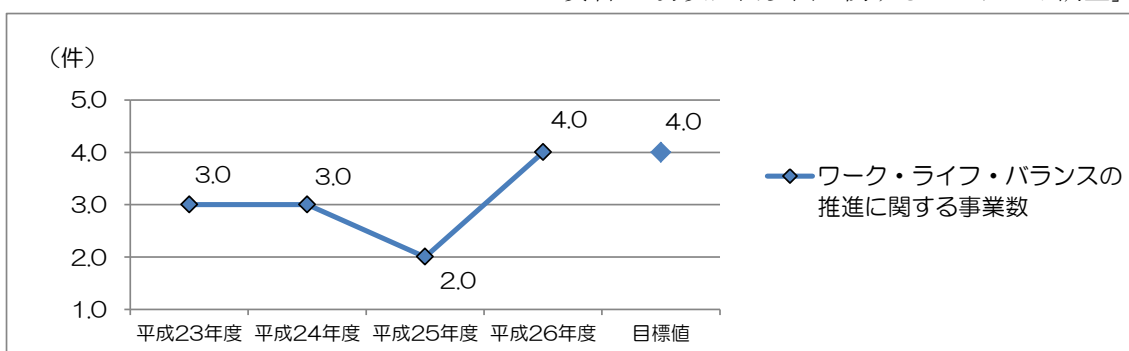
資料：「男女共同参画に関するアンケート調査」

「男女の地位における平等感（社会通念・慣習・しきたりにおける平等と思う人の割合）」と「固定的性別役割分担意識について反対と思う人の割合」は目標値は上回っているものの近年では横ばいとなっており、固定的性別役割分担意識をなくすことを目的とした講座などを開催すると共に、施策を立案及び実施する関係課に対し、あらゆる施策や計画の策定段階において男女共同参画の視点を持つことの重要性を啓発していくことに努めます。

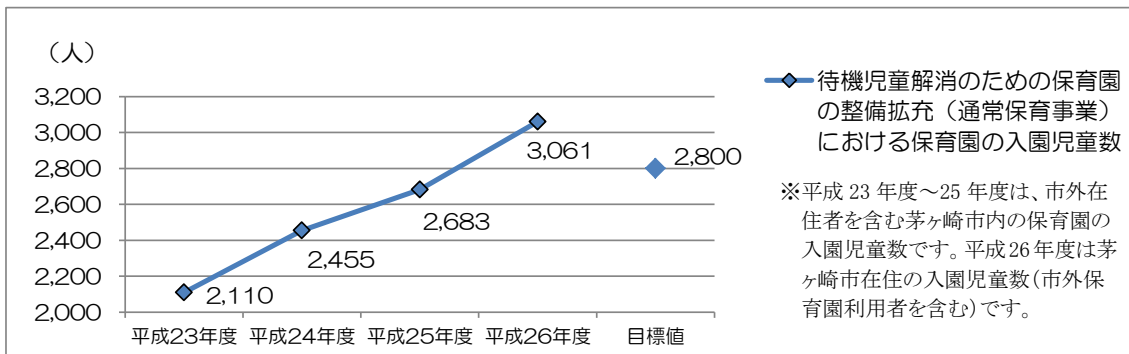
〈基本目標2 仕事と生活の両立ができる環境づくり〉



資料：「男女共同参画に関するアンケート調査」



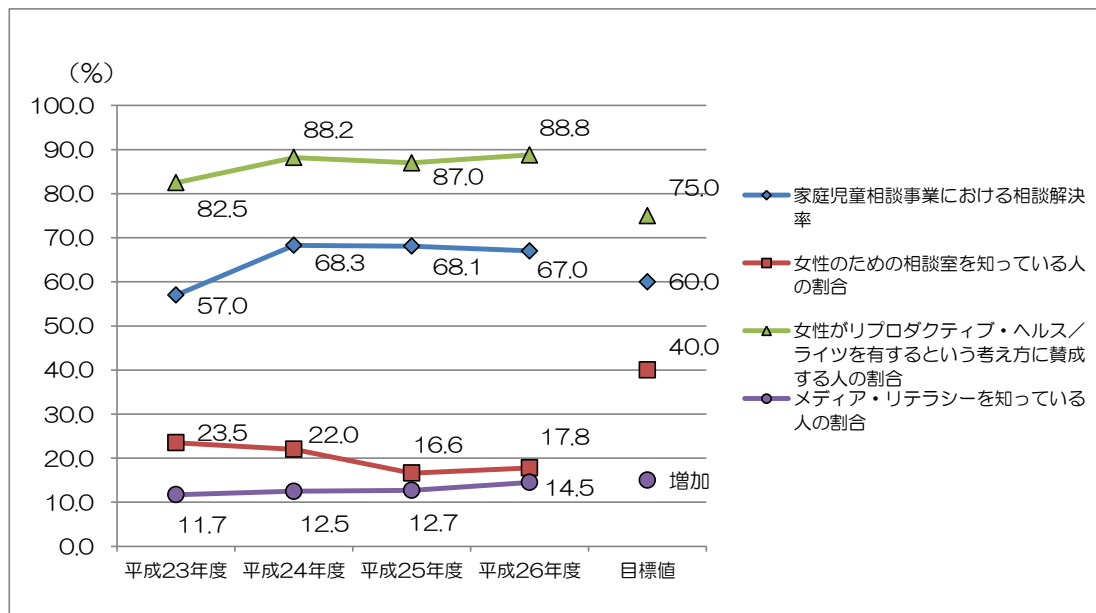
資料：男女共同参画課



資料：保育課

女性が職業をもつことについて「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と考える人の割合は増加傾向にあるものの、目標値には達しておらず、ワーク・ライフ・バランスの推進や保育園の整備拡充など仕事と生活が両立できる環境づくりについて継続的に取り組んでいく必要があります。

〈基本目標3 人権が尊重される社会づくり〉



資料：「男女共同参画に関するアンケート調査」

家庭児童相談事業における相談解決率及び女性がリプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※11}を有するという考え方に賛成する人の割合はいずれも高く、目標値を超えています。今後も、高い割合を維持できるように家庭児童相談室を運営し、意識啓発に努めます。

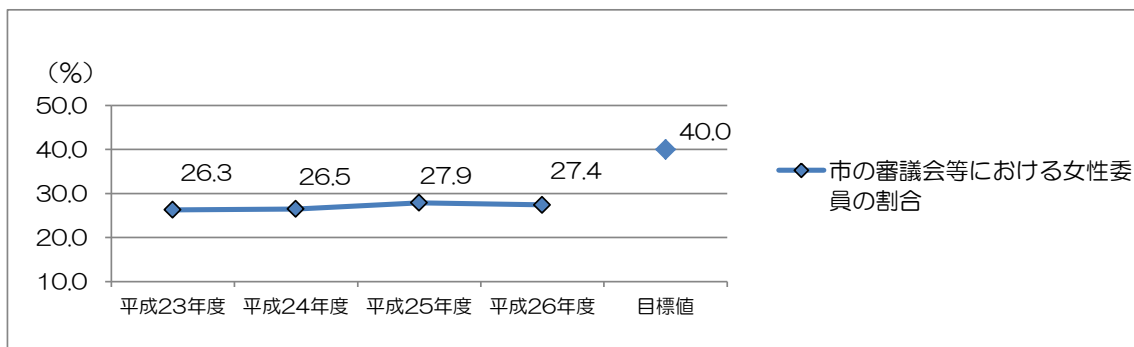
一方、女性のための相談室を知っている人の割合は 17.8%で目標値の4割台となっています。より多くの女性にとって問題解決の一助となるよう、女性のための相談室の周知に努めます。

なお、メディア・リテラシー^{※12}を知っている人の割合はほぼ横ばいとなっています。引き続き、市民・職員に関わらず、情報を取捨選択し、読み解き活用することの大切さを啓発していきます。

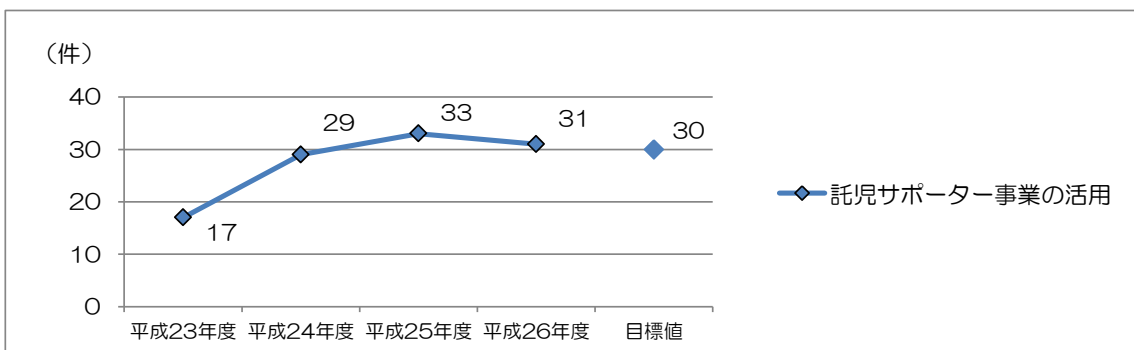
※11 「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。平成6（1994）年に開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。身体的、精神的、社会的に健康な状態にあること、そのための権利として、個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方で、具体的には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどに対する権利の保障が含まれる。

※12 メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力。

〈基本目標4 男女が共に参画するまちづくり〉



資料：市民自治推進課
(平成26年度は企画経営課)



資料：男女共同参画課

市の審議会等における女性委員の割合は微増傾向にありますが、この割合をさらに増加させるためにも、事業の日程に配慮したり、後述する託児サポーター事業などを活用して女性が参画しやすくしたりすることの必要性を周知していきます。

託児サポーター事業の活用は関連事業が増加傾向にあり、目標値を超えています。当該事業の利用者及び託児スタッフ双方にとって、社会参画につながるよう努めます。

(2)前プランの課題及び新プランの方向性

前プランの振り返りや平成26年1月から2月にかけて実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果から考えられる課題と、社会情勢の変化など新たな課題解決に向けた新プランの方向性を整理しました。

〈基本目標1 男女平等の意識づくり〉及び〈基本目標4 男女が共に参画するまちづくり〉

男女共同参画社会基本法第4条には、「社会における制度又は慣行が、性別による固定的な性別役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立的でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあるため、その影響を中立的なものとするように配慮されなければならない」旨が規定されています。

固定的性別役割分担意識をなくすことを目的とした意識啓発を行うとともに、あらゆる分野での女性の活躍を目指して、政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

〈基本目標2 仕事と生活の両立ができる環境づくり〉

「男女共同参画に関する市民意識調査」では、女性が働き続けるために「必要」と「どちらかと言えば必要」を合算した『必要とする意見』は、「保育所や介護施設及びサポート体制の充実」が最も高く、「女性が働き続けることに対する家族等の理解と協力」、「仕事と家庭の両立を支援する制度の整備・普及」が続いています（37ページ参照）。

雇用状況を見ると、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、育児・介護休業法が改正されるなど、法制面で改善が見られたものの、女性が結婚や出産に関わらず就業を継続できるような就労支援や情報の提供といった、雇用環境の整備や人々の意識改革などが必要です。

〈基本目標3 人権が尊重される社会づくり〉

配偶者や恋人などパートナーからの暴力について、暴力を受けた経験がある人、暴力を受けた人から相談されたことがある人等の相談先は、「どこにも（誰にも）相談しなかった（できなかった）」の割合が最も高くなっています（48 ページ参照）。

昨今、児童虐待、高齢者虐待、セクシュアル・ハラスメント※13 といったことが人権問題として社会問題化していますが、とりわけ配偶者からの暴力、中でも女性に対する暴力は重大な人権侵害です。

このことから、行政相談窓口の周知と緊急を要するケースに対する庁内連携の強化を図ることが必要です。

また、施策強化の一環として、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく市町村基本計画「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」として位置付け、「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」と一体として人権施策を推進する必要があります。

※13 職場や学校、地域活動などで相手の意思に反して不快や不安な状態に追い込む性的な嫌がらせを指す。男女雇用機会均等法においては、「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること（対価型セクシュアル・ハラスメント）」や「性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること（環境型セクシュアル・ハラスメント）」を指し、事業主に対し、セクシュアル・ハラスメントを防止するための配慮義務が課せられている。

第2章 プランの体系

1 国や県との関連

男女共同参画社会基本法（平成11年6月施行）

国の取り組み
男女共同参画基本計画（第3次）

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

メディアにおける男女共同参画の推進

雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

男女の仕事と生活の調和

男性、子どもにとっての男女共同参画

女性に対するあらゆる暴力の根絶

生涯を通じた女性の健康支援

貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

科学技術・学術分野における男女共同参画

地域、防災、環境その他の分野における男女共同参画の推進

活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

【参考】国の取り組み
第4次男女共同参画基本計画に
当たっての基本的な考え方

（平成27年7月）（一部抜粋）

男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍

女性に対するあらゆる暴力の根絶

生涯を通じた女性の健康支援

貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

科学技術・学術における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進

県の取り組み
かながわ男女共同参画推進プラン（第3次）

意識啓発

女性の就業支援

男女平等な就業環境の整備への支援

適正な待遇の促進

働き方・働きかたの改善の支援

仕事と子育て・介護が両立できる生活環境整備の促進

男性にとっての男女共同参画の促進

配偶者等からの暴力被害者への支援

異性に対する暴力の防止の啓発

生涯を通じた健康支援

政策・方針決定過程への女性の参画等の促進

様々な分野での活躍の支援

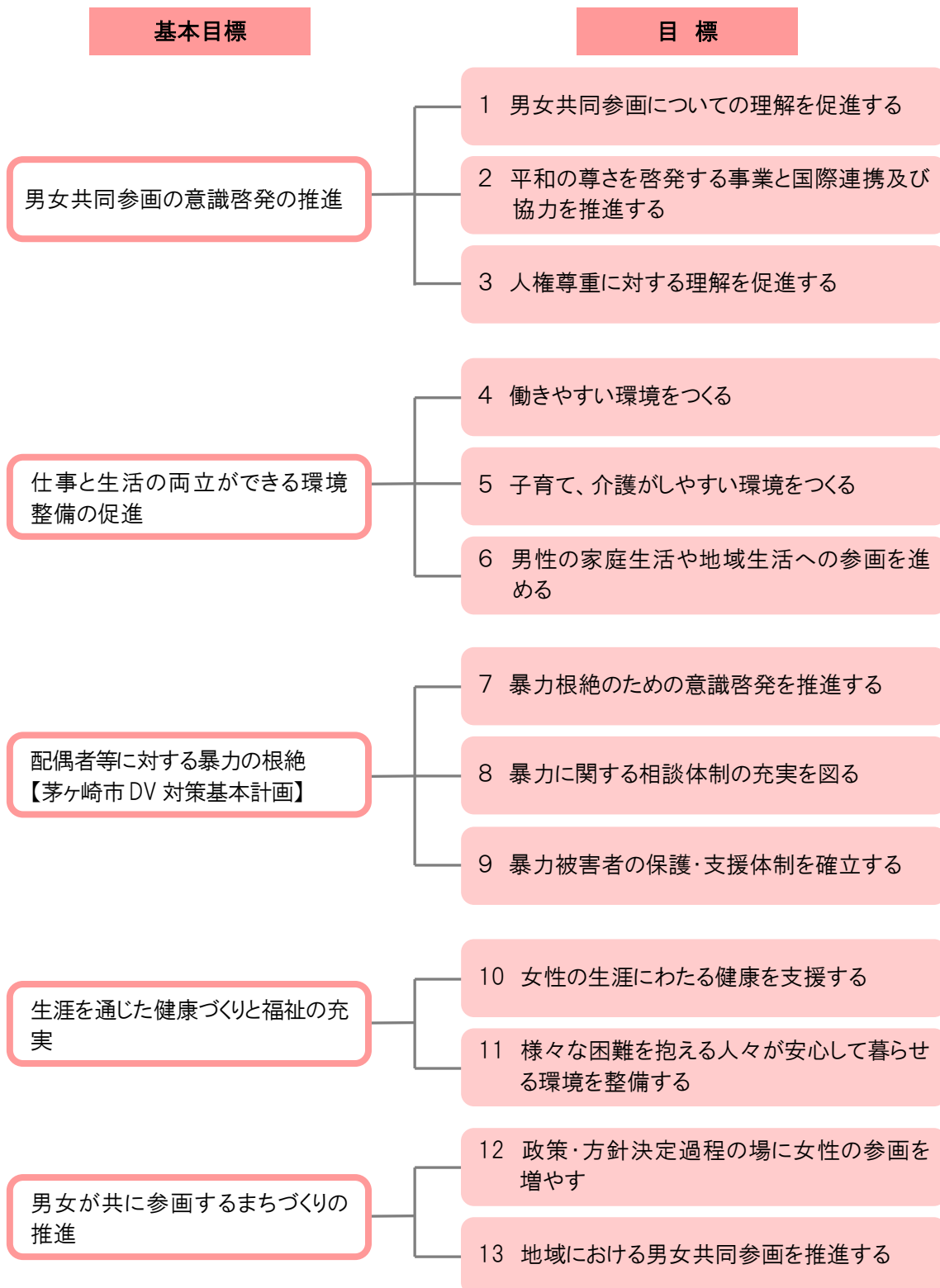
女性の就業支援と就業の場における男女共同参画の促進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

異性に対する暴力の根絶と人権の尊重

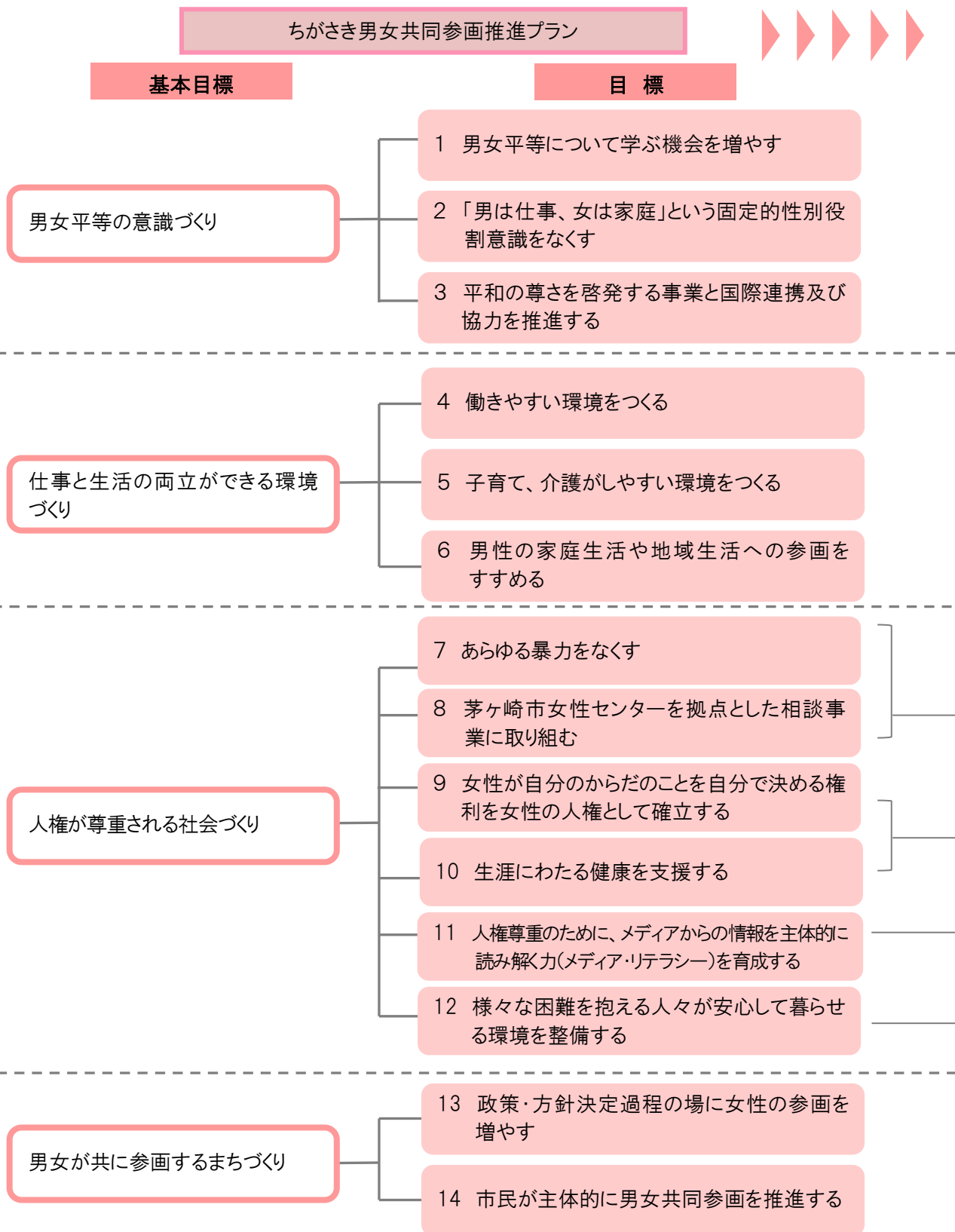
女性の活躍と参画の促進

2 茅ヶ崎市のプランの構成

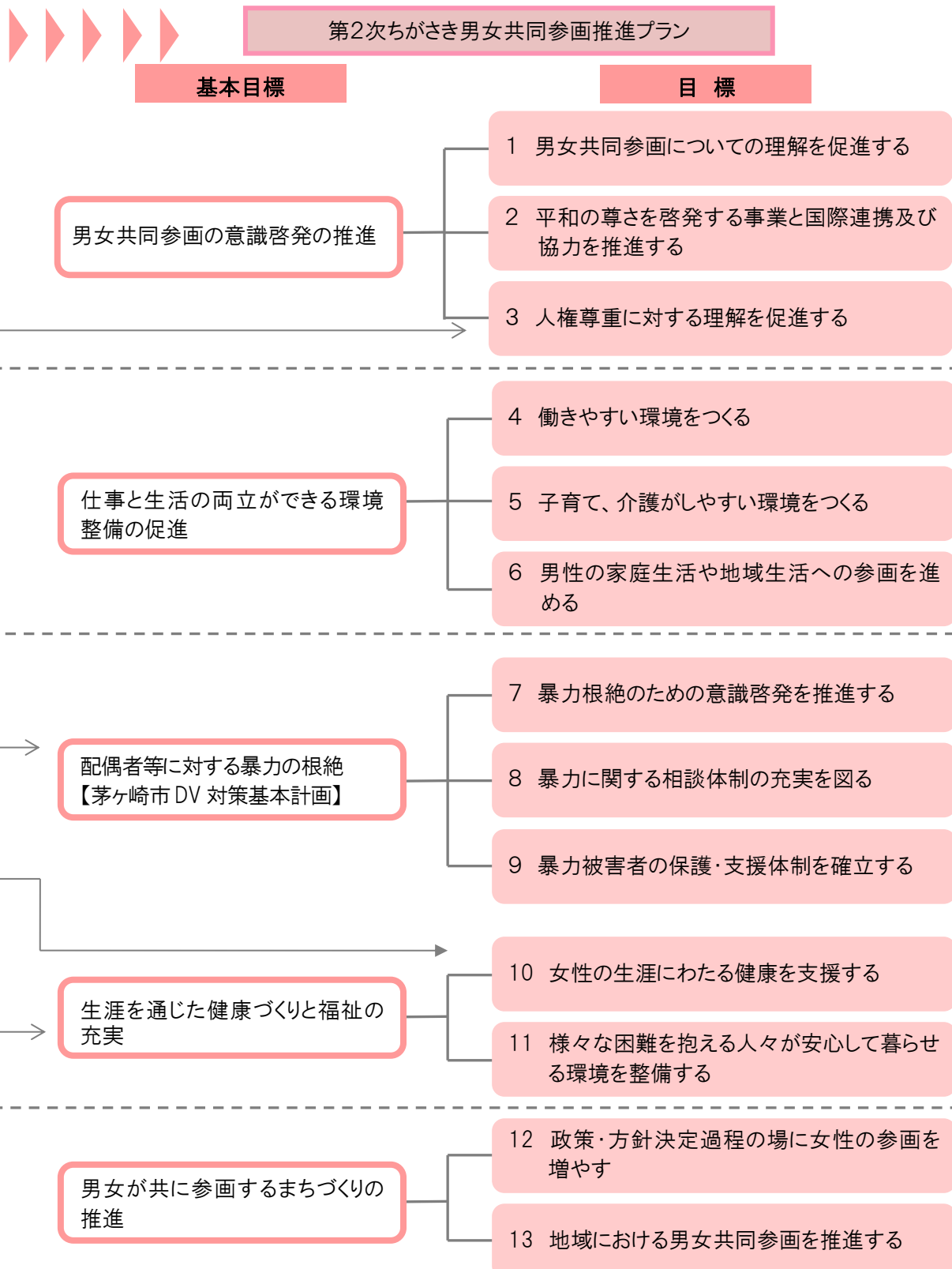


3 プランの継承性

本市では、平成 23 年度から 5 か年計画である「ちがさき男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、施策を総合的かつ計画的に推進してきました。



平成 28 年度からは、前プラン「ちがさき男女共同参画推進プラン」を継承する新プランを推進し、本市の現状と課題を踏まえ、5つの基本目標として設定し、男女共同参画社会の実現に向けて、課題解決に取り組めます。





第3章 プランの基本理念

本市の平成 23 年度から平成 32 年度までを計画期間とする総合計画では、目指すべき将来の都市像を「海と太陽とみどりの中で ひとが輝き まちが輝く 湘南・茅ヶ崎」とし、5つのまちづくりの基本理念のもと、計画期間の 10 年で「ひとが輝き」「まちが輝く」茅ヶ崎の実現に向けた取り組みを進めています。

「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」は、茅ヶ崎市総合計画に基づき、そのまちづくりの基本理念のひとつ「学び合い育ち合うみんなの笑顔がきらめくひとづくり」に向け、「多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち」を目指し、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを推進しています。

更に、総合計画の施策目標のひとつである「互いが尊重され、あらゆる分野の活動に参画できる社会をつくる」ことを目指します。

それは、すべての人が個人として尊重され、その個性と能力を対等に発揮することができ、配偶者などへの暴力、高齢者虐待、児童虐待やいじめといった人権侵害のない社会をつくることです。また、国籍、年齢、障害などに関わりなく、あらゆる人が心豊かに自分らしく生活できる多様性を保障された社会、男女共同参画が実現した共生社会をつくることです。

このような社会の実現のため、「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」では、これまでのプランの基本理念を継承し、男女が性別にかかわらず人権が尊重された、男女共同参画社会の形成に向け施策を展開していきます。

人権が尊重された、男女共同参画社会の形成

第4章 プランの基本目標

基本目標

基本理念

人権が尊重された、男女共同参画社会の形成

基本目標1 男女共同参画の意識啓発の推進

あらゆる分野で男女が平等に活躍する社会の実現に向け、市民一人ひとりが、男女平等や男女共同参画を身近な問題として捉えることができるよう、様々な機会を提供するとともに、従来の固定的な性別役割分担意識にとらわれない意識づくりを推進します。

また、すべての人が男女共同参画の視点をもって情報を自ら取捨選択し、受・発信できるように意識啓発に努めます。

男女共同参画社会の推進が、国際社会における取り組みと密接な関係があることから、国際連携及び協力を推進します。

基本目標2 仕事と生活の両立ができる環境整備の促進

男女がともに、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発・趣味・仕事など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開することができるように仕事と家庭の両立を支援します。

また、家事・育児・介護といった家庭における責任を男女がともに担うことができるための取り組みを支援します。

基本目標3 配偶者等に対する暴力の根絶

【茅ヶ崎市DV対策基本計画】

暴力の根絶に向け、あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではないとの認識を広げ、暴力の根絶に向け、意識啓発を推進します。

また、被害者の保護・支援のため、相談体制の充実を図り、自立のための支援体制の整備を進めます。

基本目標4 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実

性や健康に関する理解の促進を図り、心身の健康の維持増進を支援します。

男女共同参画の視点から、高齢者、障害者及び外国人等をはじめとしてあらゆる市民が住み慣れた地域で安心して生活できるような体制づくりを推進します。

基本目標5 男女が共に参画するまちづくりの推進

様々な施策に男女共同参画の視点が入り、多様なニーズや意見が反映されるよう、政策などの意思決定過程に男女が参画する機会が確保されることが必要です。職場や地域など、あらゆる分野の意思決定過程や、防災・防犯などの新たな取り組みを必要とする分野において、男女が共に参画することを推進します。

目 標

取り組みの方向性

1 男女共同参画についての理解を促進する

- 1 男女共同参画推進のための広報・啓発
- 2 学校教育や社会教育の場での啓発
- 3 職員の理解が深まる研修機会の提供

p31

2 平和の尊さを啓発する事業と国際連携及び協力を推進する

- 1 男女共同参画に関する国内外の情報の提供
- 2 平和事業や国際連携及び協力の推進
- 3 国際理解・異文化理解を深める機会の充実

p31

3 人権尊重に対する理解を促進する

- 1 メディア・リテラシーに関する学習機会の充実
- 2 人権尊重のための意識啓発

p32

4 働きやすい環境をつくる

- 1 ワーク・ライフ・バランス実現のための支援
- 2 多様なニーズに対応した就労支援
- 3 職場における男女共同参画の推進

p43

5 子育て、介護がしやすい環境をつくる

- 1 子育て、介護をする人が働きやすい環境づくり
- 2 子育て、介護の支援の充実

p43

6 男性の家庭生活や地域生活への参画を進める

- 1 男性の家庭生活への参画の推進
- 2 男性の参画が少ない分野における男女共同参画の推進

p44

7 暴力根絶のための意識啓発を推進する

- 1 若年層への暴力防止に向けた予防啓発
- 2 暴力防止のための法律や制度の理解の促進

p51

8 暴力に関する相談体制の充実を図る

- 1 相談体制の整備・充実
- 2 関係機関との連携強化

p51

9 暴力被害者の保護・支援体制を確立する

- 1 被害者の安全確保・緊急避難体制の確保
- 2 被害者の自立支援

p52

10 女性の生涯にわたる健康を支援する

- 1 女性が自分のからだのことを自分で決める権利の確立
- 2 健康に配慮しライフステージに応じた支援策の充実

p56

11 様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境を整備する

- 1 高齢者、障害者及び外国人等が安心して暮らせる環境づくり
- 2 ひとり親家庭への支援の充実
- 3 様々な困難を抱える人々の生活を支えるセーフティネットの充実

p56

12 政策・方針決定過程の場に女性の参画を増やす

- 1 性別に偏らない意思決定の場の実現
- 2 女性の参画を進める環境づくり

p64

13 地域における男女共同参画を推進する

- 1 地域活動における男女共同参画の促進
- 2 産業、防災などの分野における男女共同参画の推進

p64

第5章 プランの施策と展開

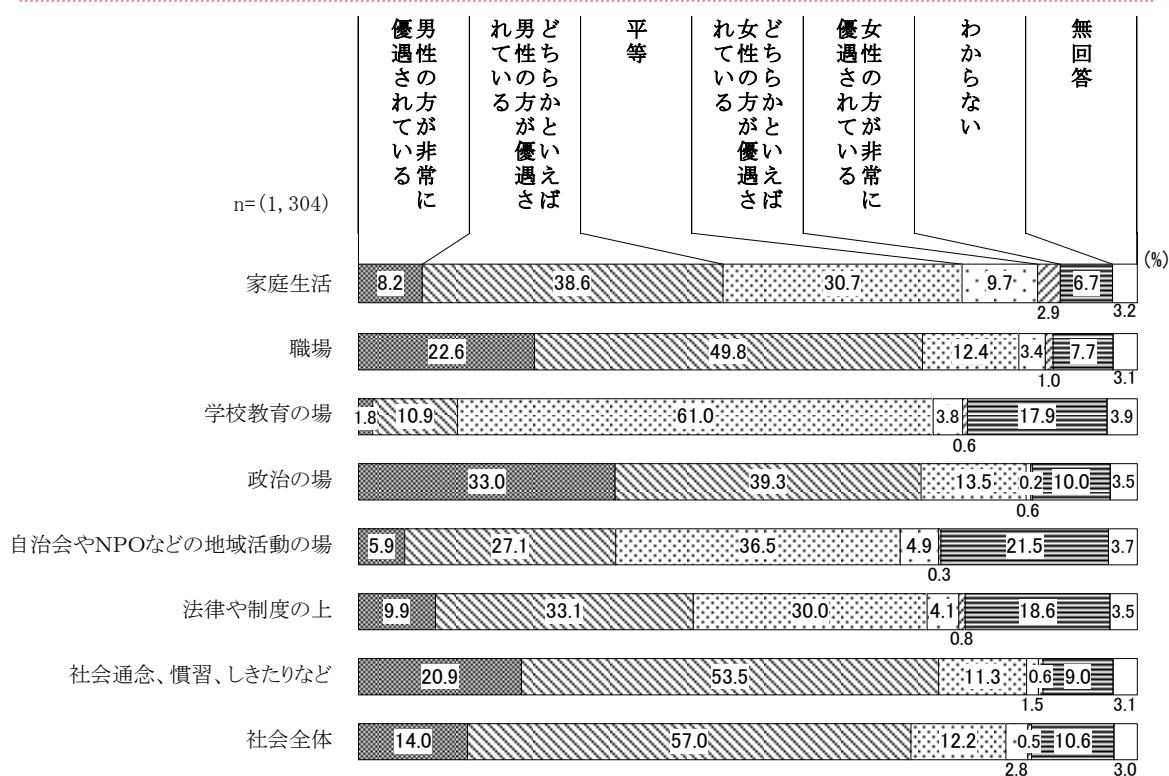
基本目標1 男女共同参画の意識啓発の推進

(1)本市の現状

男女がともに責任を分かちあい、一人ひとりがその意欲と能力に応じて様々な分野に参画するには、社会全体において性別による役割分担意識を解消していく必要があります。「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、「市民意識調査」という。）では、職場、政治の場、社会通念、慣習、しきたりなどのほか社会全体でも男性の方が優遇されていると感じる人が多く、男女の平等感における認識の差は依然として大きいことが分かります（図1）。この背景には性別による役割分担意識が改善されないことも大きく影響していると考えられます。市民意識調査では、『夫が外で働き、妻は家庭を守るべきである』という考え方について男性の過半数が賛成しており、性別役割分担意識が特に男性に根強く残っていることが分かります（図3）。

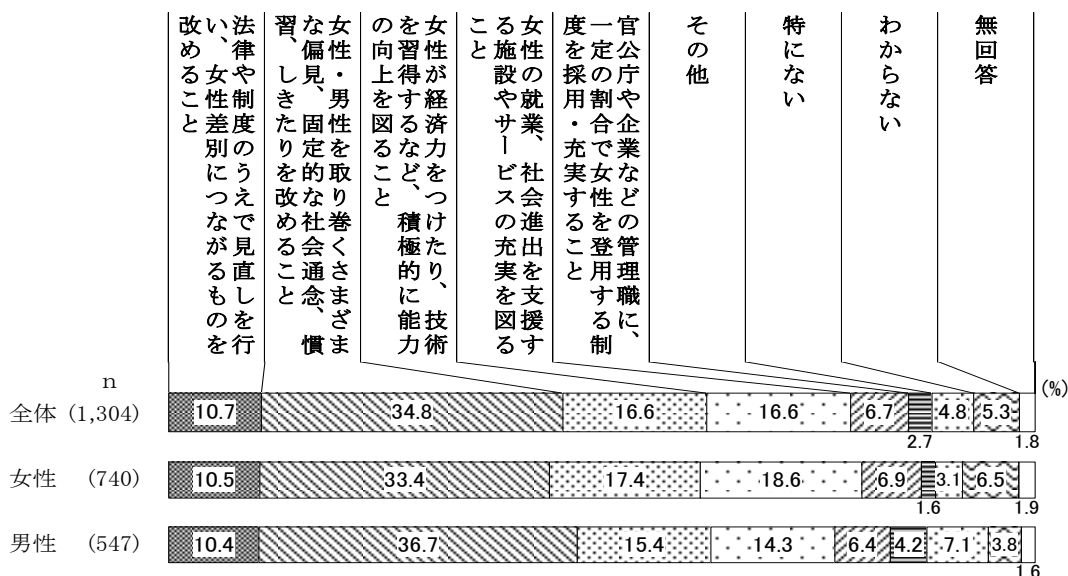
性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女がともに仕事、家庭、地域生活などに参画することへの理解を進めるために、あらゆる機会を通じて意識啓発や情報提供を行うことが必要です。

図1 男女の平等感



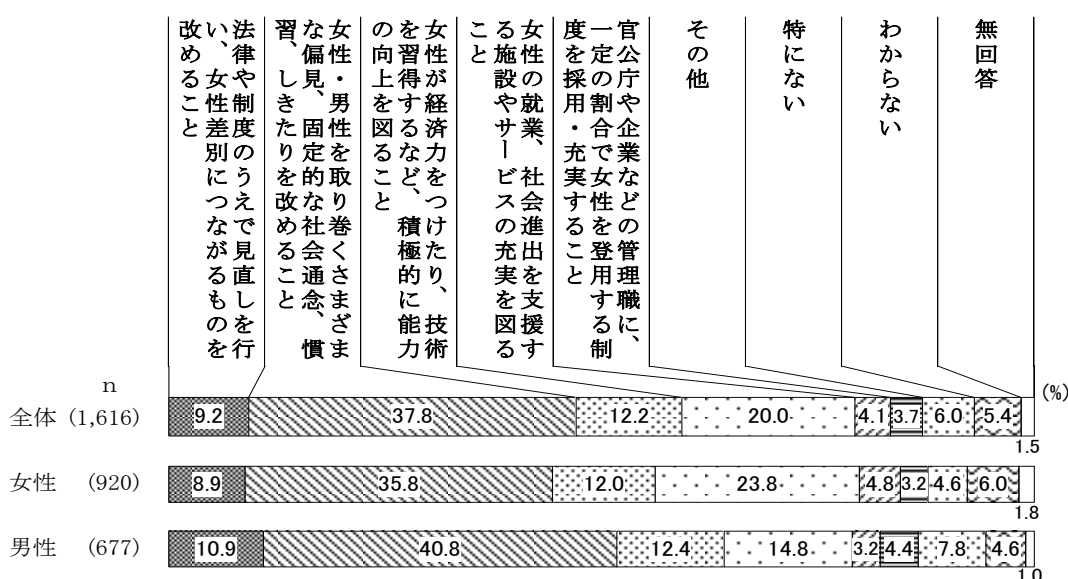
資料：茅ヶ崎市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成26年3月）

図2 今後、男女があらゆる分野で平等になるために最も重要だと思うこと



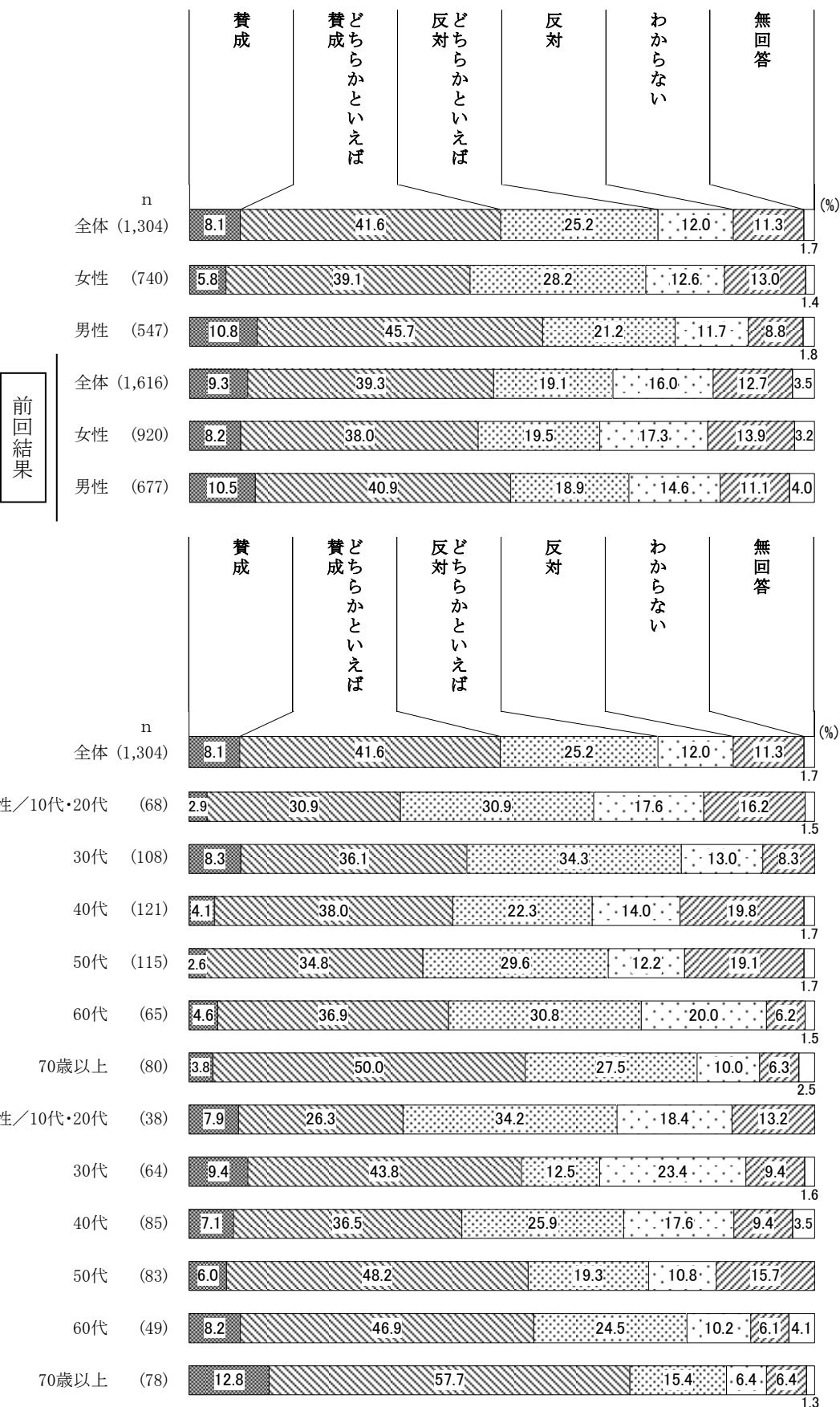
資料：茅ヶ崎市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成26年3月）

前回調査結果



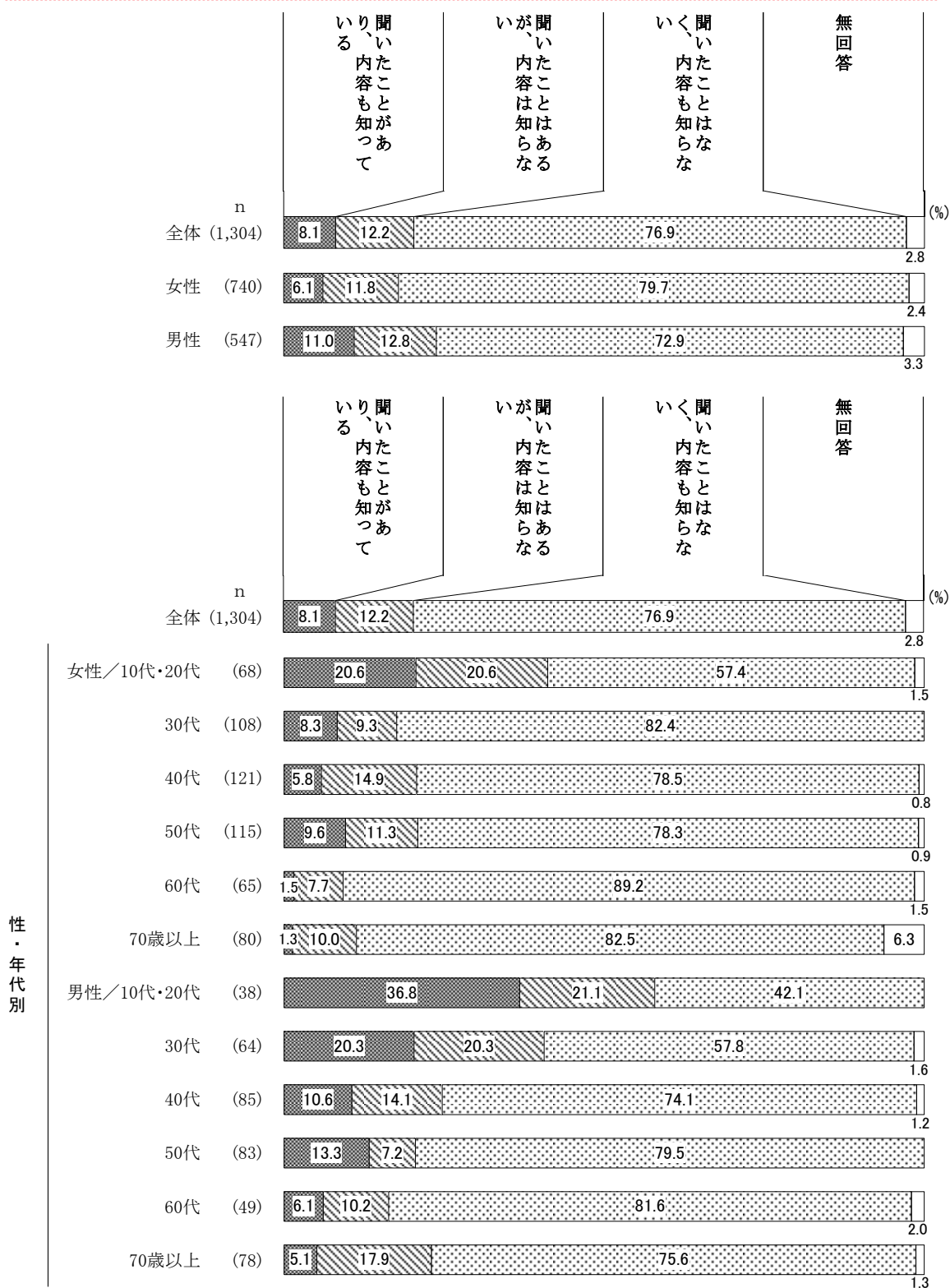
資料：茅ヶ崎市「男女参画社会に関する市民アンケート調査」（平成21年10月）

図3 「夫が外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方



資料：茅ヶ崎市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成26年3月）

図4 「メディア・リテラシー」という言葉の認知状況



資料：茅ヶ崎市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成26年3月）

(2)これまでの取り組みと課題

[主な取り組み]

- ❖ 性別に関わりなく、あらゆる分野で平等とすることができる社会を実現するために、市民一人ひとりが、男女平等や男女共同参画を身近な問題として捉えることができるよう、従来の固定的な性別役割分担意識にとらわれない意識づくりを目指してきました。
- ❖ 男女共同参画推進センターを拠点として数多くの意識啓発の講座を開催したほか、学校教育や社会教育の場で男女平等について学ぶ機会を提供してきました。
- ❖ 男女の人権を尊重することに関して、メディアが与える影響は極めて大きいことから、男女共同参画の推進に向けて、メディアから発信される様々な情報・表現を主体的に読み解く力（メディア・リテラシー）を養うことを目指してきました。

[課題]

- ❖ 市民意識調査では、職場、政治の場、社会通念、慣習、しきたりなど、社会全体で男性の方が優遇されていると感じる人が7割を超えています（図1）。性別役割分担に賛成する人の割合は前回調査に比べてわずかに増加しており（図3）、家庭生活における男女平等の実現度も平等と感じる人は3割にとどまっています（図1）。男女平等の意識づくりに向けた取り組みを今後も継続する必要があります。
- ❖ 市民意識調査では、今後、男女があらゆる分野で平等になるために最も重要だと思うことについて社会通念、慣習、しきたりを改めることが3割を超えて特に多くなっています（図2）。子どもの頃から男女平等について理解し、男女共同参画の視点を持てるよう、学校を始め家庭や地域における学習機会の充実を図る必要があります。
- ❖ 市民意識調査では、「メディア・リテラシー」という言葉の認知度は年代により差があるものの、内容まで知っている人は全体で1割未満となっています（図4）。多量の情報が氾濫する社会の中で、情報を取捨選択する能力を身につけることが必要です。

(3) 目標と取り組みの方向性

目標1 男女共同参画についての理解を促進する

地域、家庭、学校教育、社会教育の場などあらゆる分野において男女共同参画に関する意識啓発・教育の機会を設け、さらなる男女共同参画社会実現に向けての取り組みを推進します。

取り組みの方向性

- ホームページや広報紙など機会を捉えて情報発信を続け、男女共同参画の啓発に努めます。
- 学校教育や社会教育の場で、男女共同参画の啓発に努めます。
- 職員の理解が深まる研修の機会を提供します。

目標2 平和の尊さを啓発する事業と国際連携及び協力を推進する

市における男女共同参画の取り組みは、国際社会や国の動向と連動して進める必要があるため、国際的な連携や協力について理解がある社会形成に向け、積極的な情報提供を行います。

取り組みの方向性

- ホームページや広報紙などで、男女共同参画に関する国内外の動向に関する情報を提供します。
- 平和事業や国際連携及び協力を推進します。
- 国際理解・異文化理解を深める機会の充実を図ります。

目標3 人権尊重に対する理解を促進する

一人ひとりがお互いの人権を尊重し、自分らしく生きていくため、さらなる意識啓発を推進します。

また、人権を侵害するような違法・有害な情報の受信が容易となっている状況を踏まえ、対策を検討します。

取り組みの方向性

- 子どもの頃から男女共同参画の視点をもって情報の取捨選択ができるようにメディア・リテラシーに関する学習機会の充実を図ります。
- 人権尊重の意識を高めるための啓発を進めます。



基本目標2 仕事と生活の両立ができる環境整備の促進

(1)本市の現状

少子高齢化が進み、労働力人口が減少する中で、社会の活性化に向けて女性がさまざまな分野で活躍し、いきいきと働き続けられる社会の実現が求められています。さらに、女性も男性も仕事だけ、家庭だけという偏りなく、自らの希望するバランスで両立することができるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みが必要です。

茅ヶ崎市の人口は、平成 32 年まで増加を続け、その後減少に転じると推計されます。人口構成は、平成 22 年には総人口に占める 20～59 歳人口の割合が 55.2%、0～19 歳が 18.6%でしたが、平成 32 年には、20～59 歳 51.5%、0～19 歳 17.0%となると考えられます（図 5）。

女性の労働力率（15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する M 字曲線を描いています。これは、出産や育児により一時的に離職し、その後再就職する女性が多いことを示しています。茅ヶ崎市の平成 22 年度の女性の年齢階層別労働力率は、国や神奈川県を下回っているものの、20 歳代後半以降すべての年齢階層で平成 17 年度よりも上昇し、M 字の谷の部分の部分が浅くなってきており、出産や育児といったライフイベントを経験しながら就労を継続する人が増えていることがうかがえます（図 6）。出産・育児の時期に女性の離職が多いことの背景には、就労時間や通勤時間の関係で子育てとの両立が難しいことも考えられます（図 7）。

市民意識調査では、女性が職業をもつことについて「子どもができてみずっと職業を続けるのが良い」という就労継続型が 3 割と最も多くなっています。一方で「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業（パート・常勤）を持つ方がよい」という再就職型をパートでの再就職と常勤での再就職を合わせると半数近くが支持しています（図 8）。男女がともに家事・育児・介護などに参加するために必要なことについては、夫婦や家族間での話し合い、子育てなどの特別休暇制度・時間休暇を取りやすい就労環境の整備、幼児期からの家庭・学校教育の機会の充実などが多く挙げられています（図 9）。

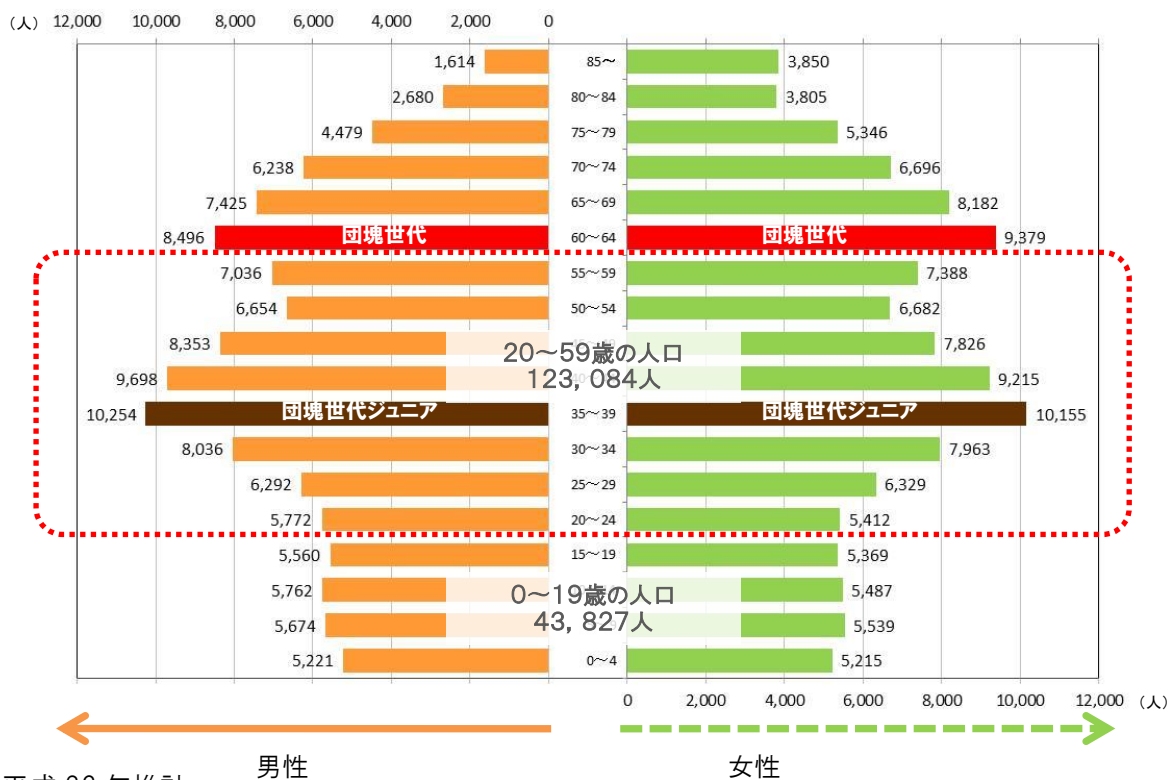
家庭内に残る性別役割分担意識の解消とともに、女性の就労や男性の家事・育児への参画を支援する取り組みが必要とされています。

第5章

基本目標2
仕事と生活の両立ができる環境整備
の促進

図5 茅ヶ崎市の人口構成(平成22年、平成32年)

平成22年



平成32年推計

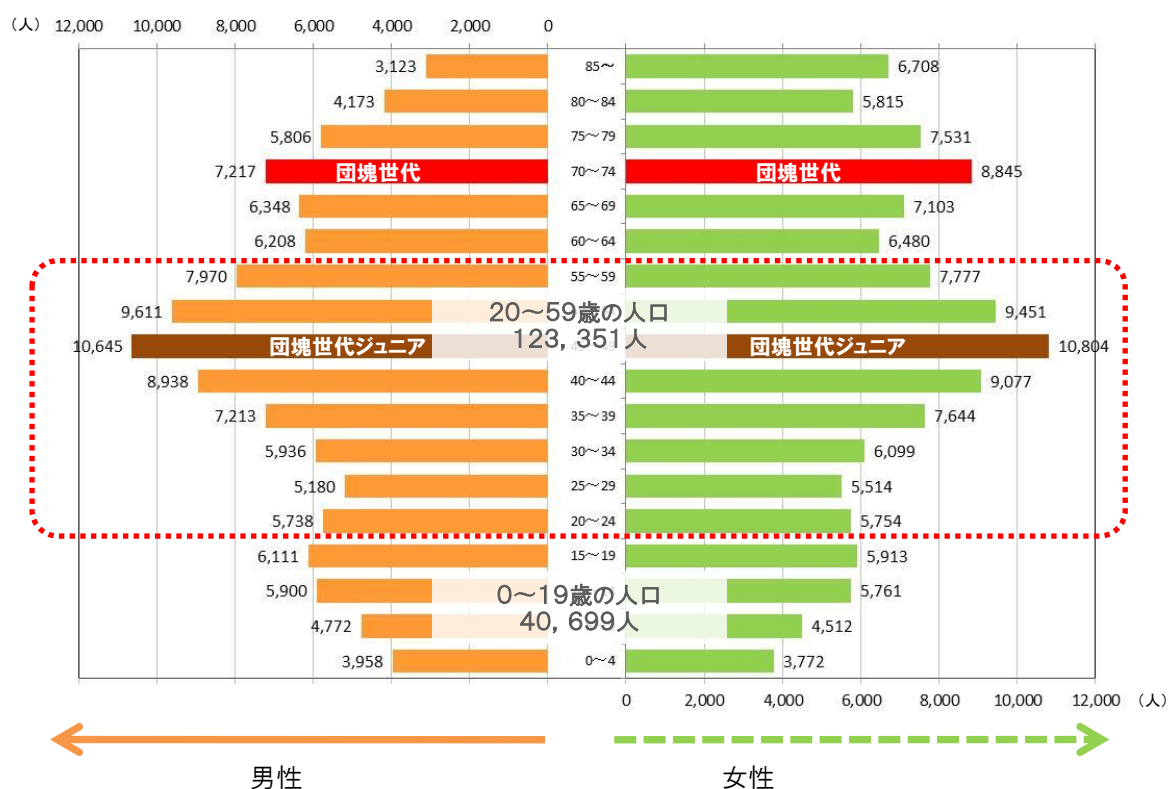
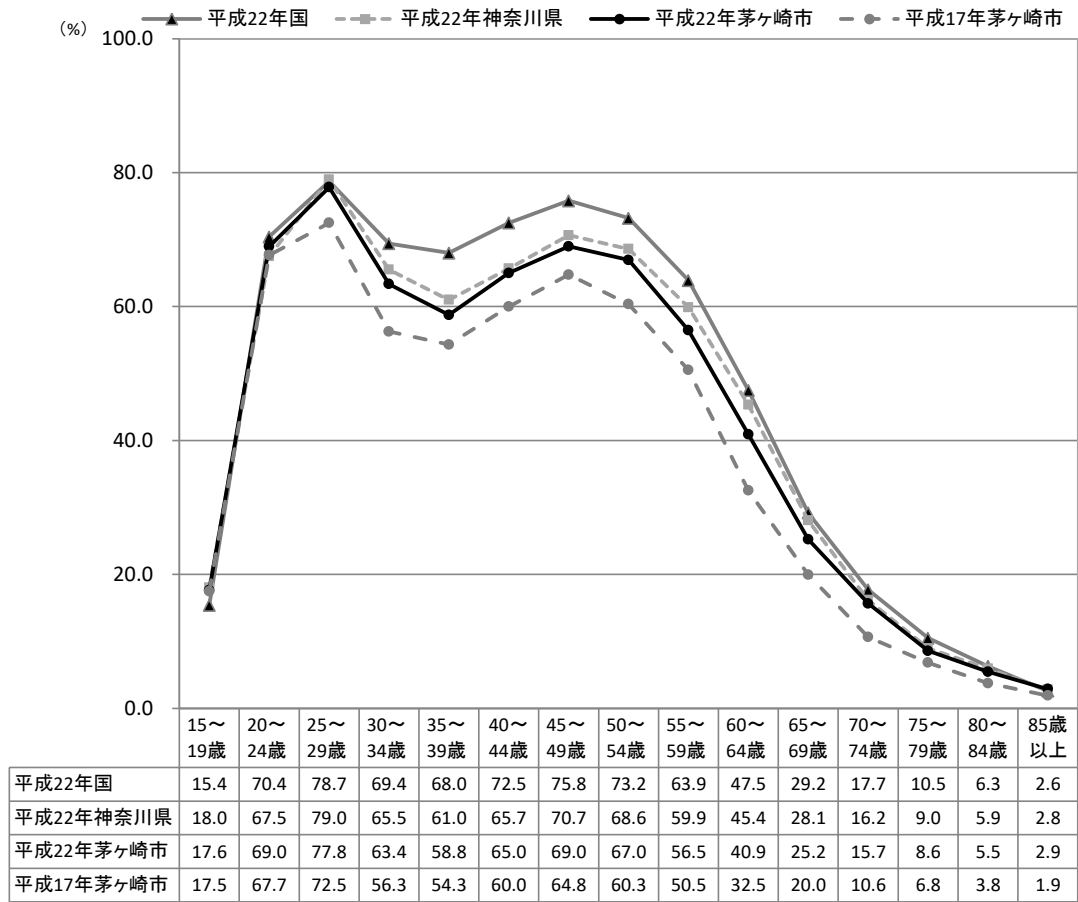
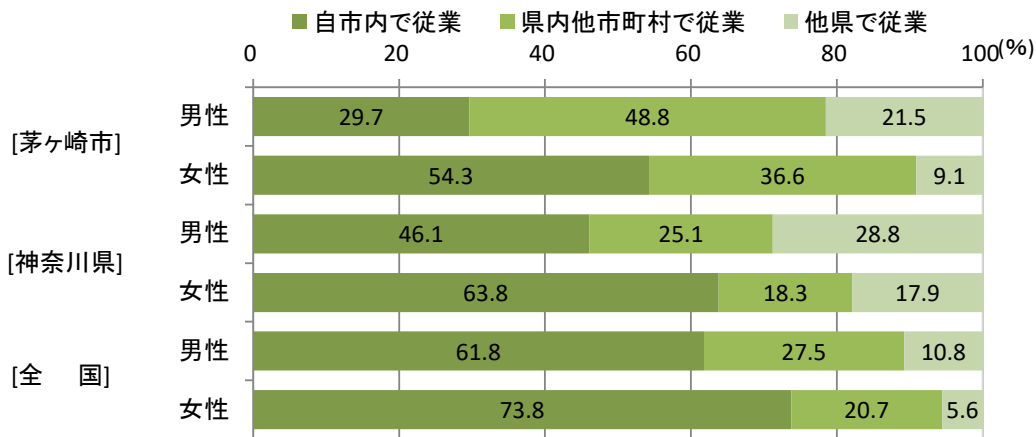


図6 女性の年齢階層別労働力率(国、神奈川県、茅ヶ崎市)



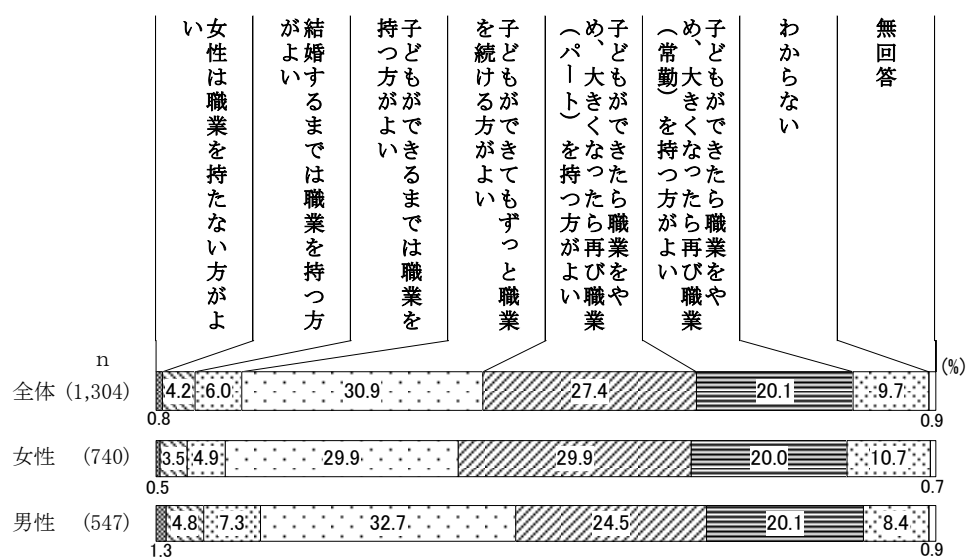
資料：国勢調査（平成22年、平成17年）

図7 就業者の従業地別比率(国、神奈川県、茅ヶ崎市)



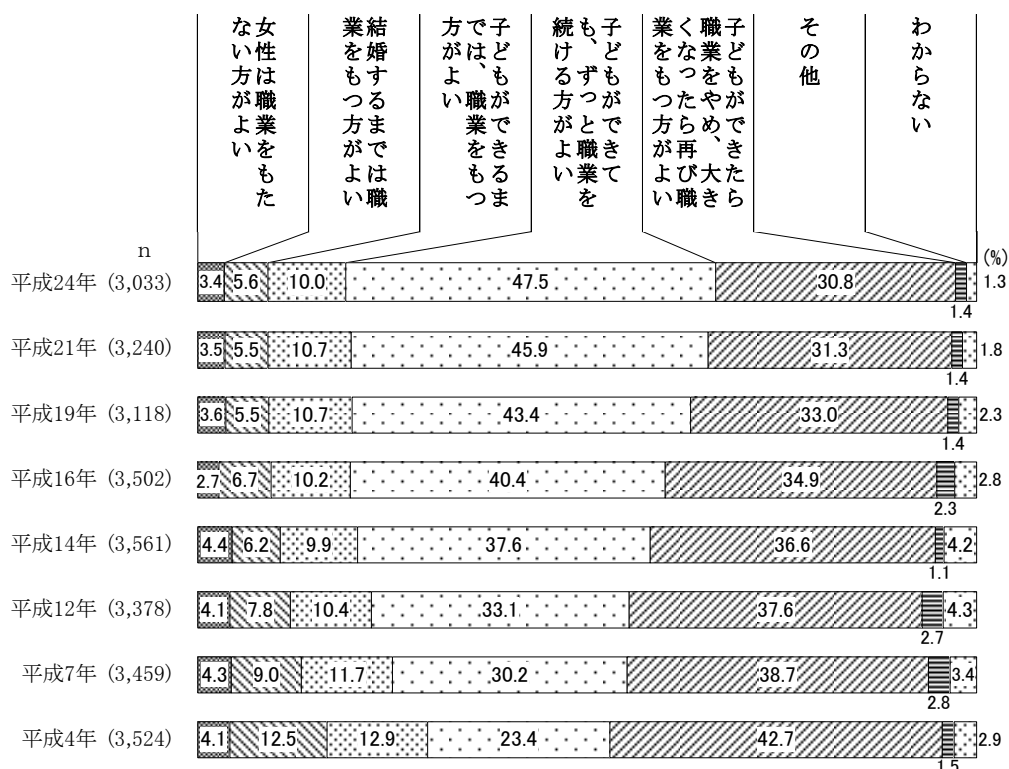
資料：国勢調査（平成22年）

図8 女性が職業をもつことについて



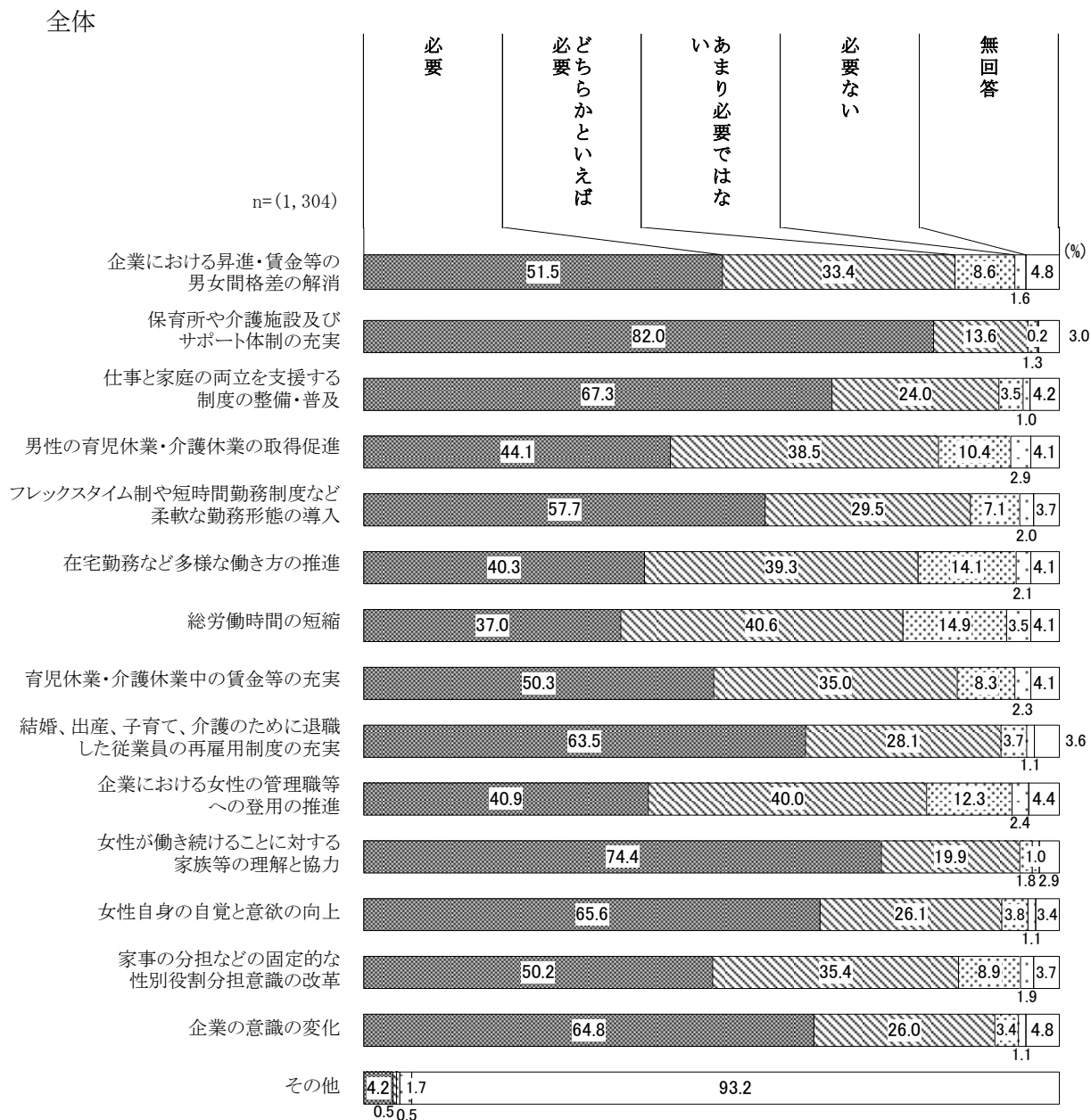
資料：茅ヶ崎市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成26年3月）

全国調査結果



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

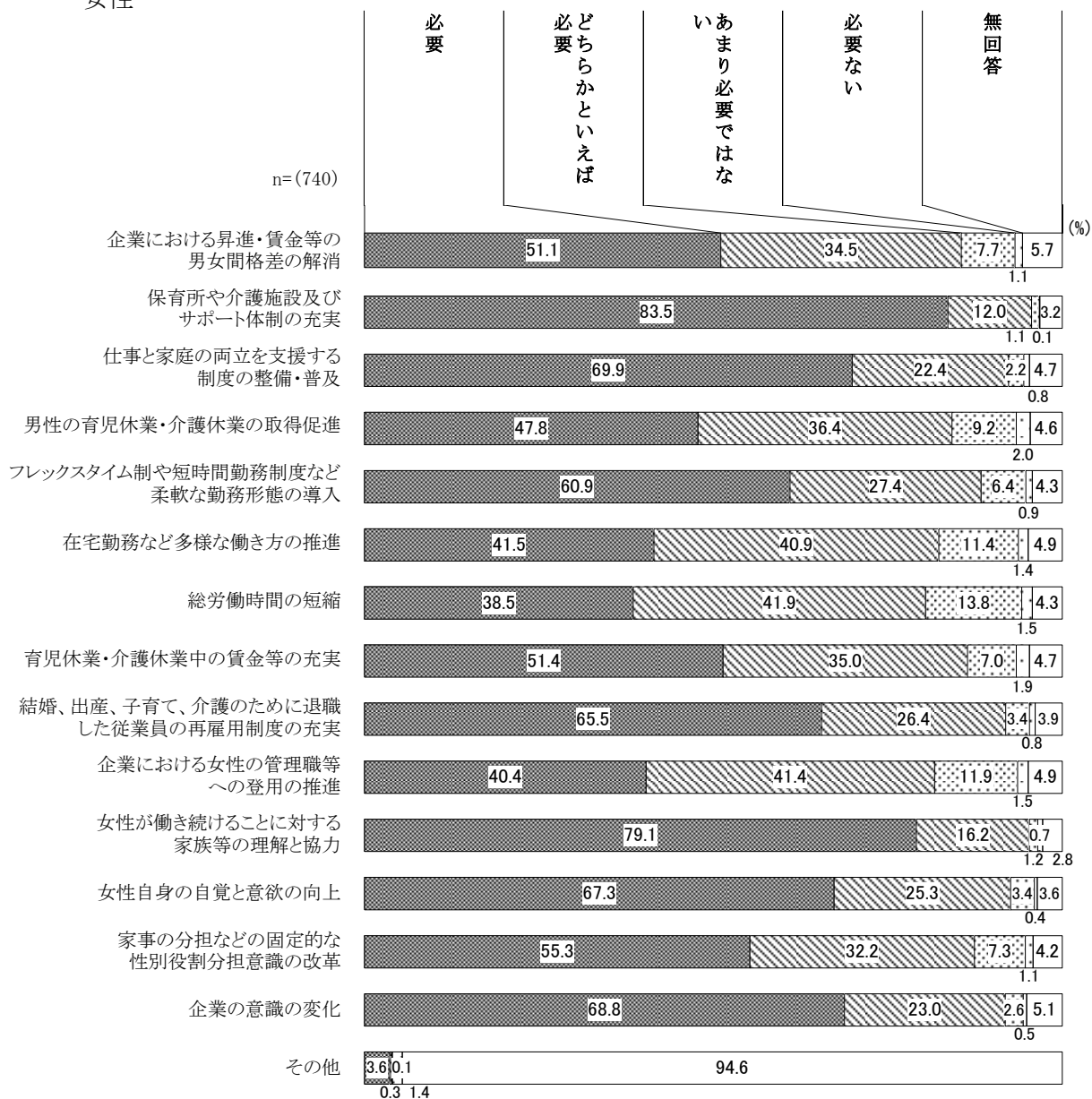
図9 女性が働き続けるために必要なこと



資料：茅ヶ崎市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成26年3月）

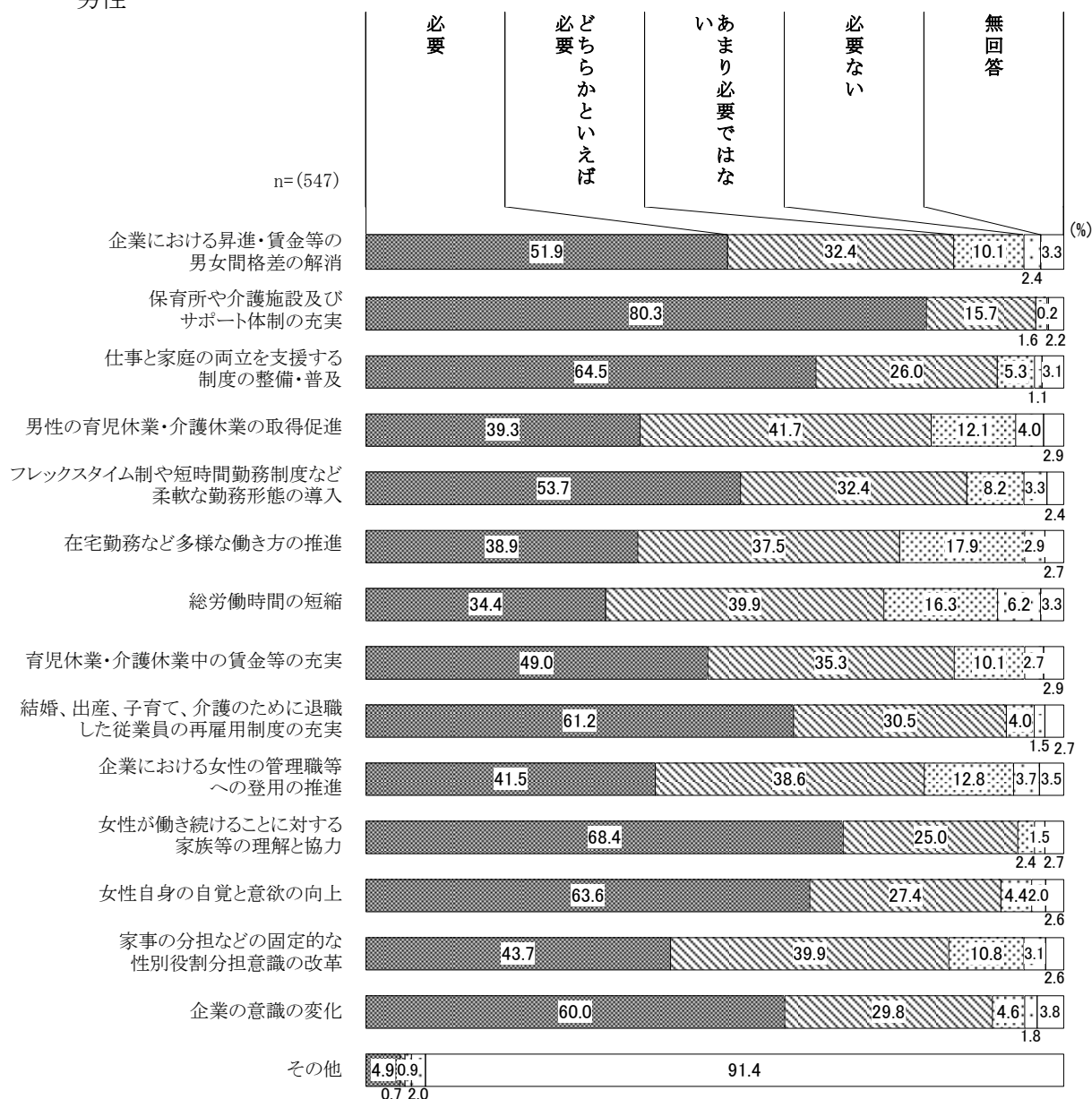
第5章 プランの施策と展開

女性



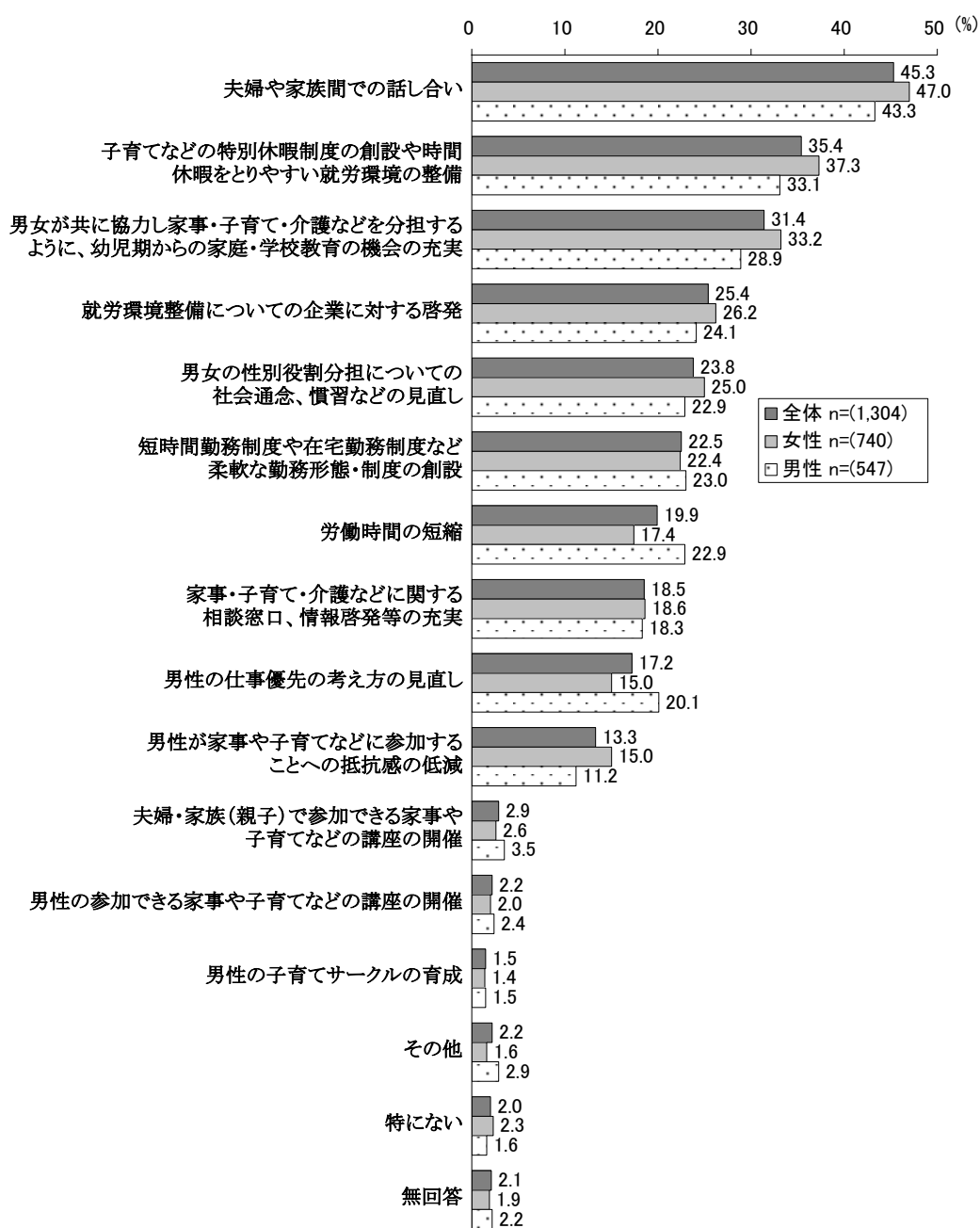
資料：茅ヶ崎市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 26 年 3 月）

男性



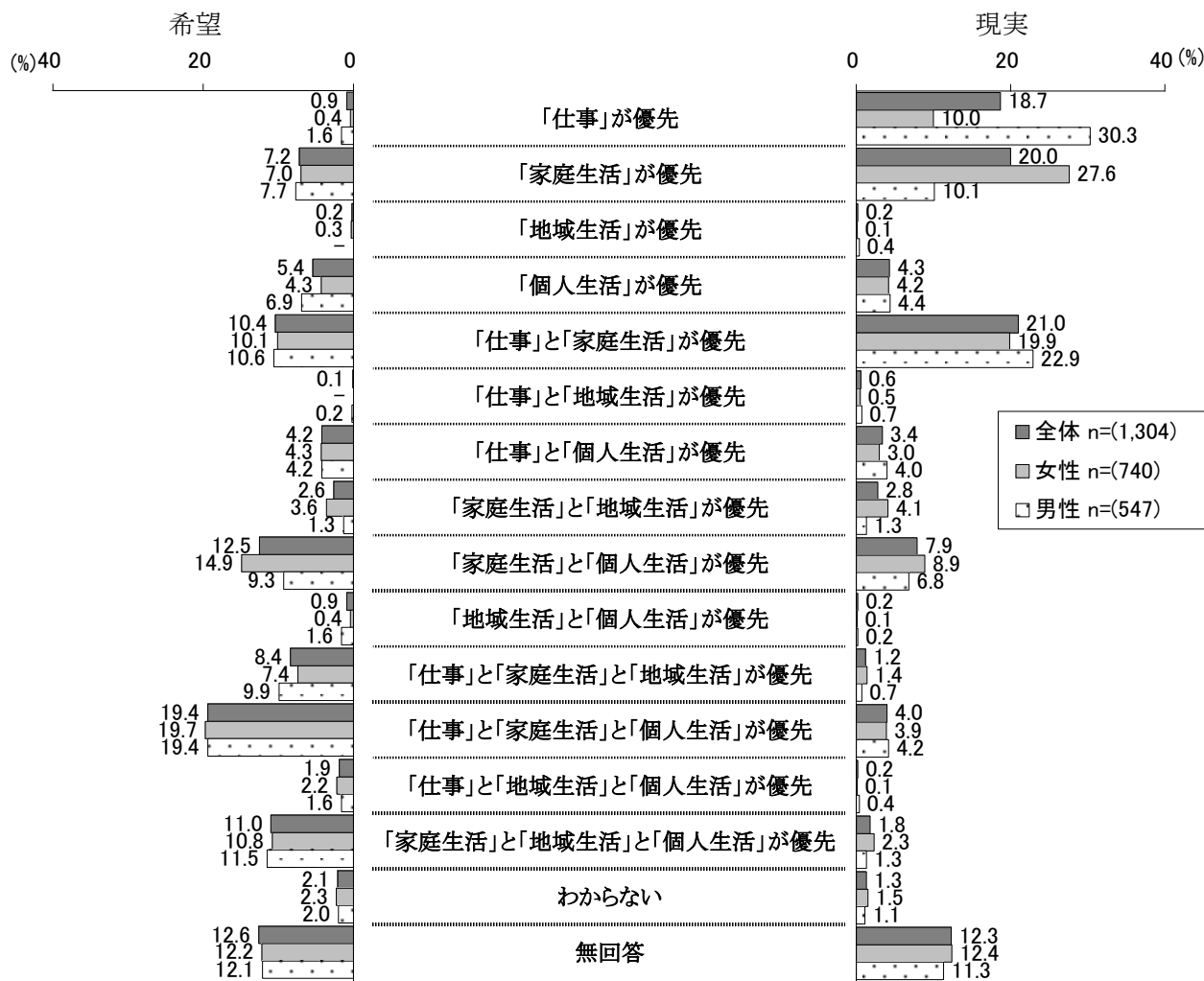
資料：茅ヶ崎市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成26年3月）

図 10 男女がともに家事・育児・介護などに参加するために必要なこと



資料：茅ヶ崎市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 26 年 3 月）

図 11 生活での「仕事」「家庭生活」「地域生活」「個人生活」の優先度



資料：茅ヶ崎市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 26 年 3 月）

(2)これまでの取り組みと課題

[主な取り組み]

- ❖男女がともに、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発・趣味・仕事など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開することができるように仕事と家庭の両立の実現を目指してきました。
- ❖ワーク・ライフ・バランスが可能な働き方ができる社会環境整備に向け、国や県と連携し、働きやすい環境づくりや子育て・介護への支援、企業や男性に対する意識啓発を行いました。

[課題]

- ❖市民意識調査では、生活での仕事、家庭生活、地域生活、個人生活の優先度について、希望では両立を望む人が多くなっていますが、現実では、男性では仕事優先、女性では家庭優先となっている人が多くなっています（図11）。地域生活、個人生活の充実を含め、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた多様な取り組みが必要です。
- ❖ワーク・ライフ・バランスの実現には、働き方の見直しや働く場の環境整備が欠かせません。企業や男性に対する意識啓発を今後も継続して行う必要があります。



(3) 目標と取り組みの方向性

目標4 働きやすい環境をつくる

男女が性別に関わりなくあらゆる場面で多様な選択を行うことができるように、家庭形態の変化やライフスタイルに応じた支援を行います。

男女共同参画社会の形成のため、固定的性別役割分担意識にとらわれない生き方・働き方の意識啓発の推進や仕事と生活の両立ができ、女性の能力・活力を生かすことができる環境の整備に取り組みます。

取り組みの方向性

- ワーク・ライフ・バランス実現のための支援をします。
- 多様なニーズに対応した就労支援施策について関係機関と連携して取り組みます。
- 職場における男女共同参画を推進します。

目標5 子育て、介護がしやすい環境をつくる

地域の支援や福祉サービスの充実により、子育て家庭や介護者の負担軽減を図るとともに、子育てや介護をしながら就労を継続できる環境の整備に取り組みます。

取り組みの方向性

- 子育て、介護をする人が働きやすい環境づくりを推進します。
- 子育て、介護に関する支援の充実を図ります。



目標6 男性の家庭生活や地域生活への参画を進める

「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識や、家庭・職場・地域活動での役割分担は解消されておらず、長時間労働を前提とする働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスを実現するため、男性の参画が少ない分野への参画を推進します。

取り組みの方向性

- 男性の家庭生活への参画を推進します。
- 男性の参画が少ない分野における男女共同参画を推進します。



基本目標3 配偶者等に対する暴力の根絶
【茅ヶ崎市 DV 対策基本計画】

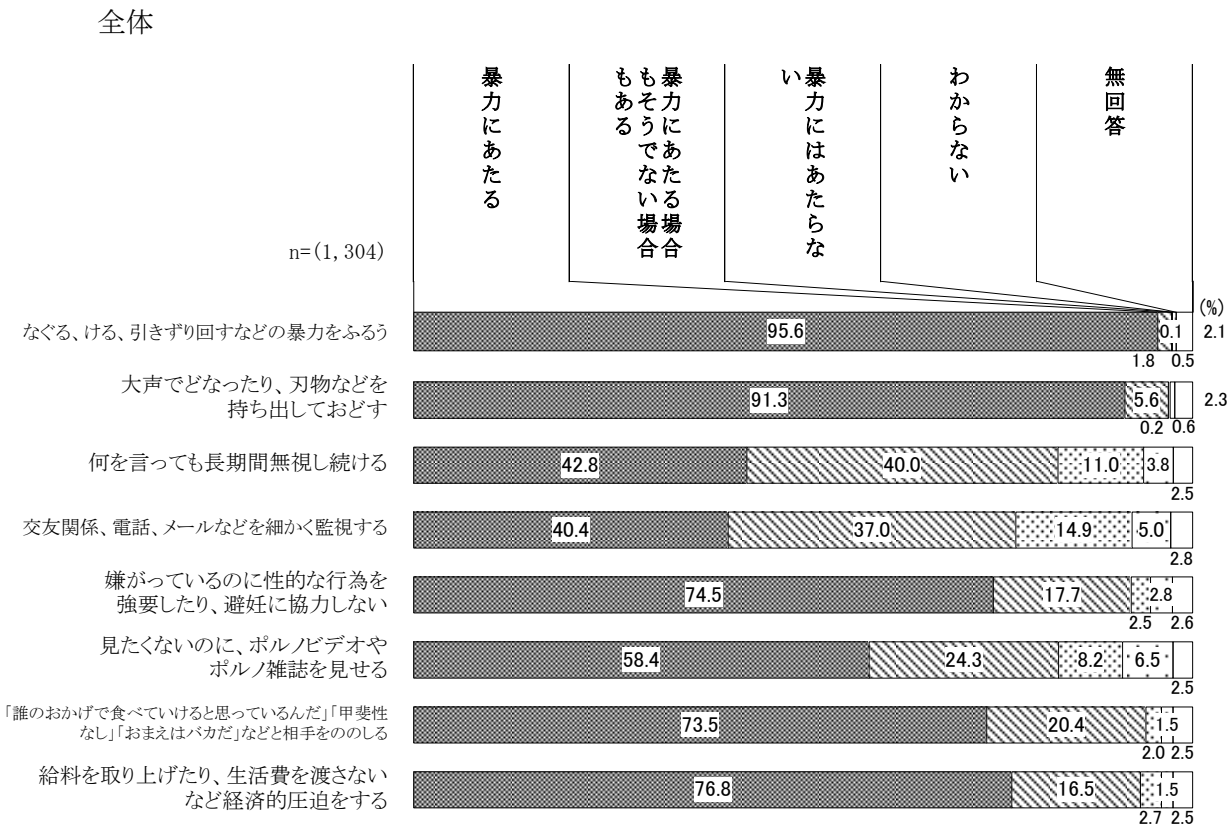
＊DVとは、配偶者や恋人、婚約者、同棲相手、元配偶者など親密な関係にある者から受ける暴力や暴言をいいます。

(1)本市の現状

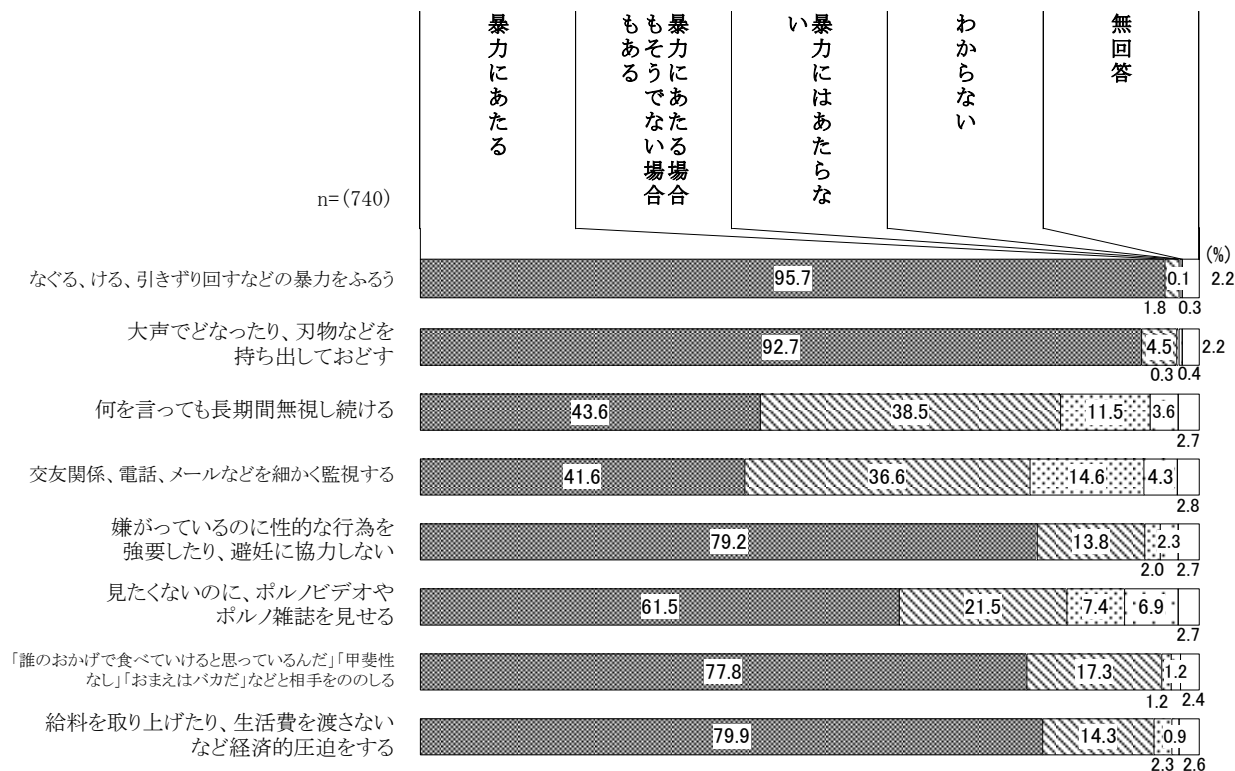
暴力は、基本的人権を侵害する行為であり、決して許されるものではありません。近年、被害が深刻化するケースや男性の被害が増えており、暴力の根絶に向けた意識啓発の重要性が増しています。市民意識調査では、配偶者や恋人などパートナーからの暴力について女性の1割が「誰のおかげで食べていけると思っているんだ」などとののしる行為や大声でどなったり、刃物などを持ちだしておどす行為を受けていることが分かりました。一方、男性では何を言っても長時間無視し続けるという精神的暴力を受けていることが分かります（図13）。

暴力の背景にあると考えられる固定的な性別役割分担意識を解消すると共に暴力は犯罪であるという社会的認識を浸透させるため、広く意識啓発を行っていくことが必要となります。

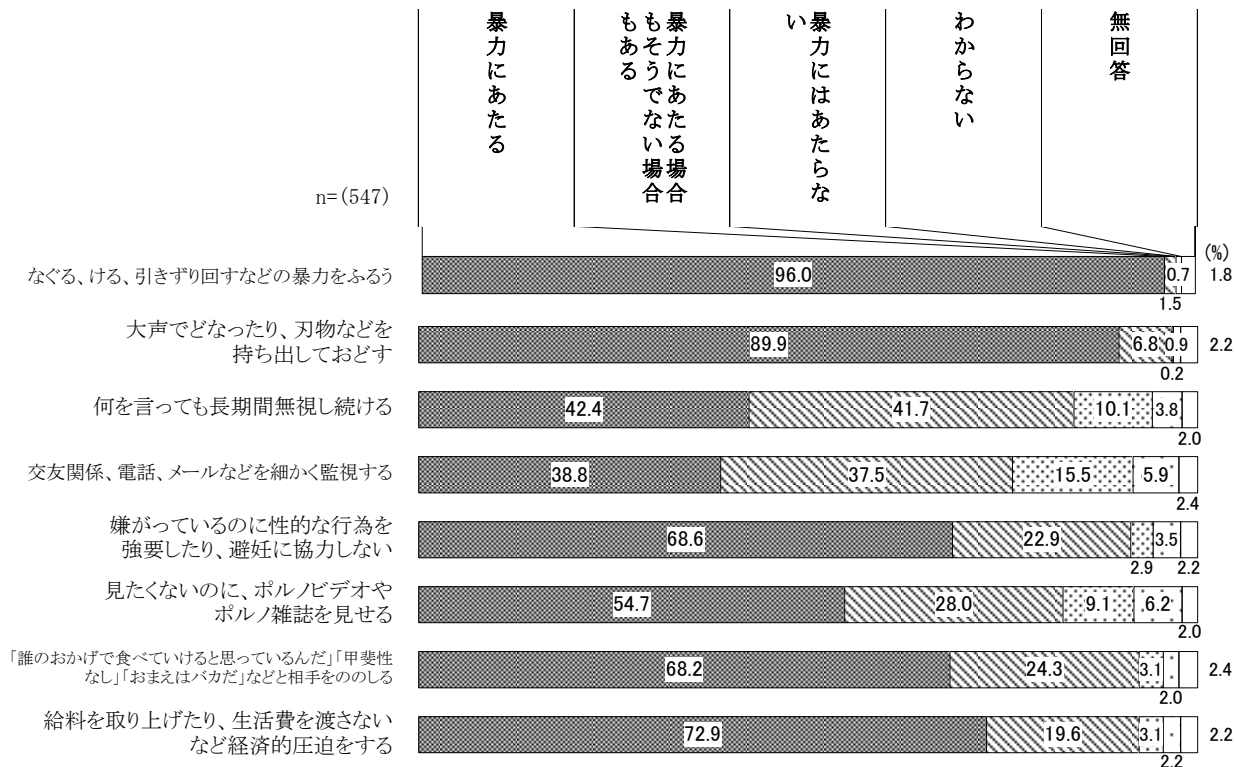
図 12 配偶者・パートナー間における暴力行為への考え方



女性



男性



資料：茅ヶ崎市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 26 年 3 月）

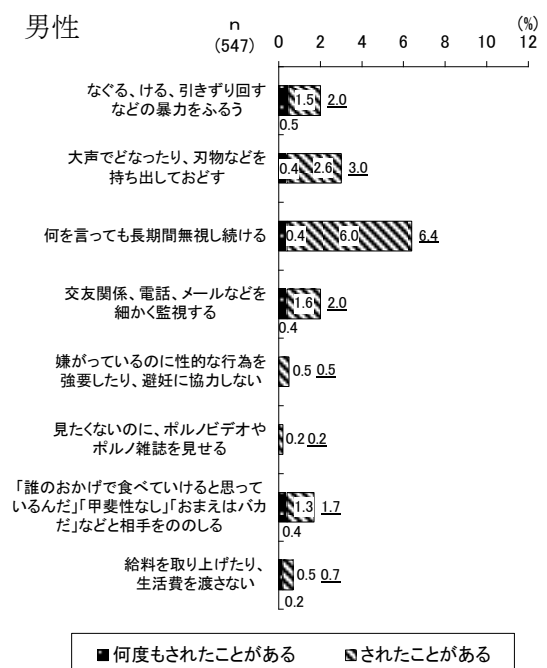
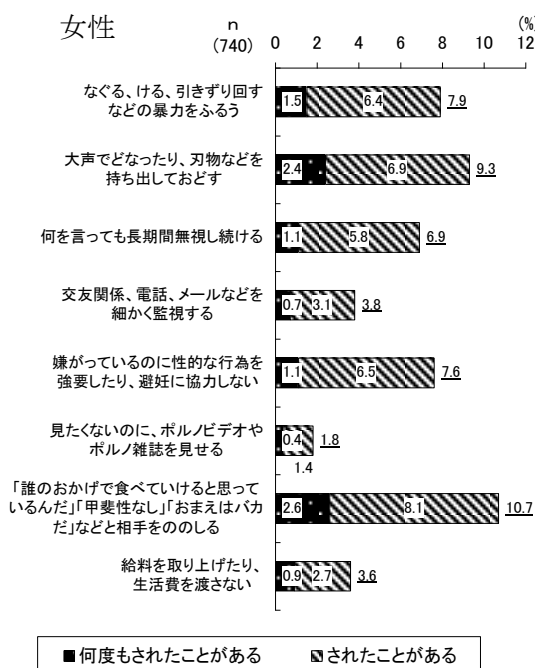
図 13 配偶者や恋人などパートナーからの暴力について

		n	A 何 度 も さ れ た こ と が あ る	B さ れ た こ と が あ る	A+B 暴 力 を さ れ た こ と が あ る	い さ れ た こ と も 、 し た こ と も な	C 何 度 も し た こ と が あ る	D し た こ と が あ る	C+D 暴 力 を し た こ と が あ る	と が あ る さ れ た 人 か ら 相 談 を 受 け た こ と	相 談 を 受 け た こ と は な い が 被 害 を 受 け た 人 を 知 っ て い る	(%) 無 回 答
なぐる、ける、引きずり回すなどの暴力をふるう	全体	1,304	1.2	4.2	5.4	79.5	0.2	2.6	2.8	2.4	3.1	9.2
	女性	740	1.5	6.4	7.9	79.7	-	0.7	0.7	2.8	4.2	8.1
	男性	547	0.5	1.5	2.0	79.2	0.5	5.3	5.8	1.8	1.8	10.6
大声でどなり、刃物などを持ち出しておどす	全体	1,304	1.5	5.0	6.5	77.4	0.2	4.1	4.3	1.5	2.1	9.7
	女性	740	2.4	6.9	9.3	77.6	0.3	1.9	2.2	1.8	2.6	8.4
	男性	547	0.4	2.6	3.0	77.1	-	7.1	7.1	1.1	1.6	11.0
何を言っても長期間無視し続ける	全体	1,304	0.8	5.9	6.7	75.3	0.9	5.4	6.3	0.8	1.3	10.6
	女性	740	1.1	5.8	6.9	76.5	0.9	4.6	5.5	0.9	1.2	9.7
	男性	547	0.4	6.0	6.4	73.9	0.9	6.8	7.7	0.5	1.5	11.3
交友関係、電話、メールなどを細かく監視する	全体	1,304	0.5	2.5	3.0	83.4	0.2	1.2	1.4	0.7	1.1	11.0
	女性	740	0.7	3.1	3.8	83.2	0.1	1.9	2.0	1.1	0.8	10.1
	男性	547	0.4	1.6	2.0	84.1	0.2	0.4	0.6	0.2	1.3	11.9
嫌がっているのに性的な行為を強要したり、避妊に協力しない	全体	1,304	0.6	3.9	4.5	82.8	0.2	1.2	1.4	0.6	0.5	10.8
	女性	740	1.1	6.5	7.6	81.9	0.1	0.1	0.2	0.7	0.7	9.7
	男性	547	-	0.5	0.5	84.6	0.2	2.4	2.6	0.5	0.2	11.9
見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	全体	1,304	0.2	0.8	1.0	87.0	0.1	0.4	0.5	0.2	0.1	11.3
	女性	740	0.4	1.4	1.8	87.8	-	-	0.0	0.1	-	10.3
	男性	547	-	0.2	0.2	86.3	0.2	0.7	0.9	0.2	0.2	12.4
「誰のおかげで食べていけると思っているんだ」「甲斐性なし」「おまえはバカだ」などと相手ののしる	全体	1,304	1.6	5.1	6.7	78.7	0.2	2.7	2.9	1.1	1.2	10.4
	女性	740	2.6	8.1	10.7	78.0	-	0.5	0.5	1.2	1.4	9.5
	男性	547	0.4	1.3	1.7	79.9	0.4	5.5	5.9	0.9	1.1	11.3
給料を取り上げたり、生活費を渡さない	全体	1,304	0.6	1.8	2.4	85.2	-	0.3	0.3	0.8	1.3	10.7
	女性	740	0.9	2.7	3.6	85.1	-	0.1	0.1	0.9	1.5	9.7
	男性	547	0.2	0.5	0.7	85.7	-	0.5	0.5	0.5	1.1	11.5

※『暴力をされたことがある』

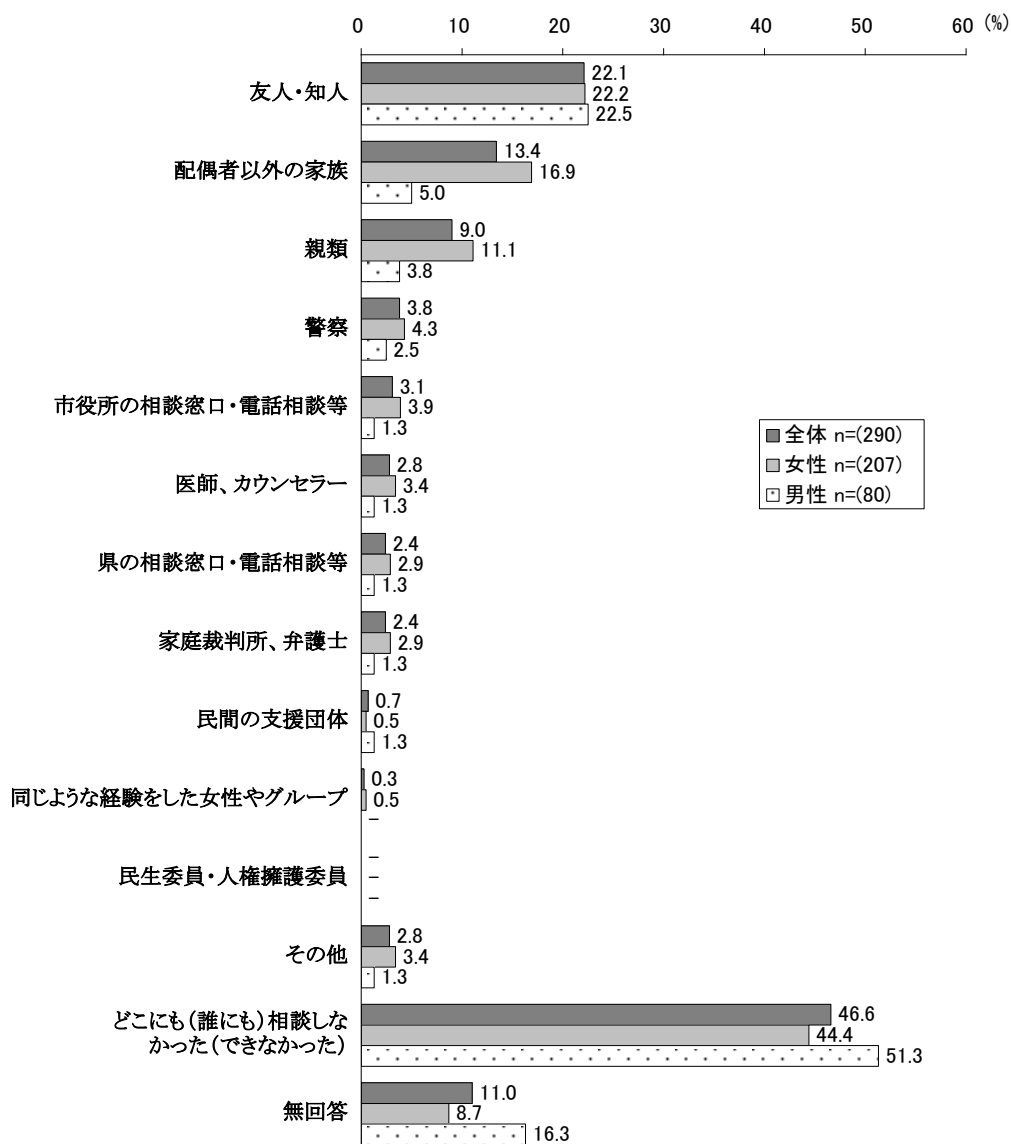
※『暴力をしたことがある』

被害経験『暴力をされたことがある』の性別比較



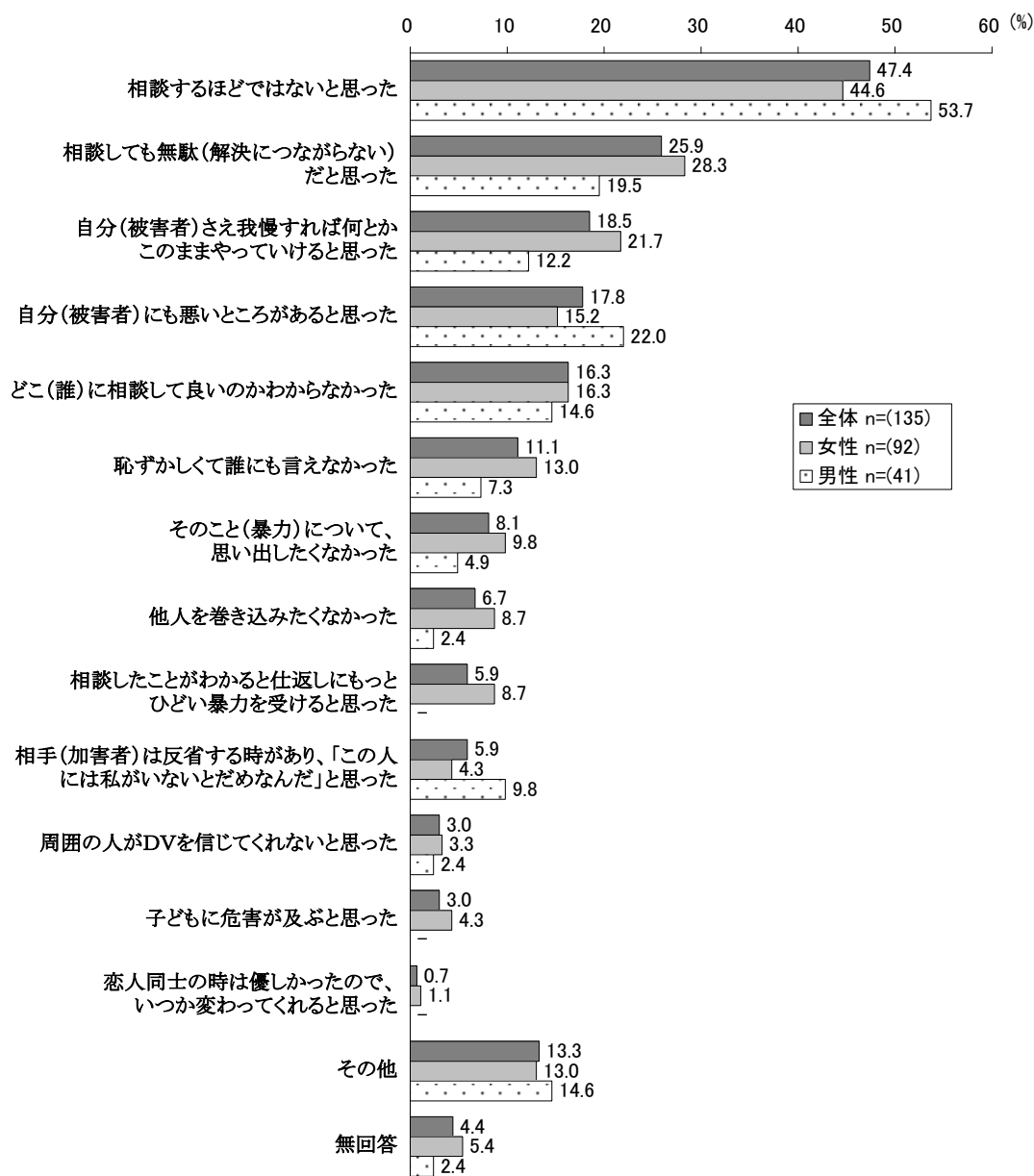
資料：茅ヶ崎市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 26 年 3 月）

図 14 DVの相談先



資料：茅ヶ崎市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 26 年 3 月）

図 15 DVを相談しなかった(できなかった)理由



資料：茅ヶ崎市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 26 年 3 月)

(2)これまでの取り組みと課題

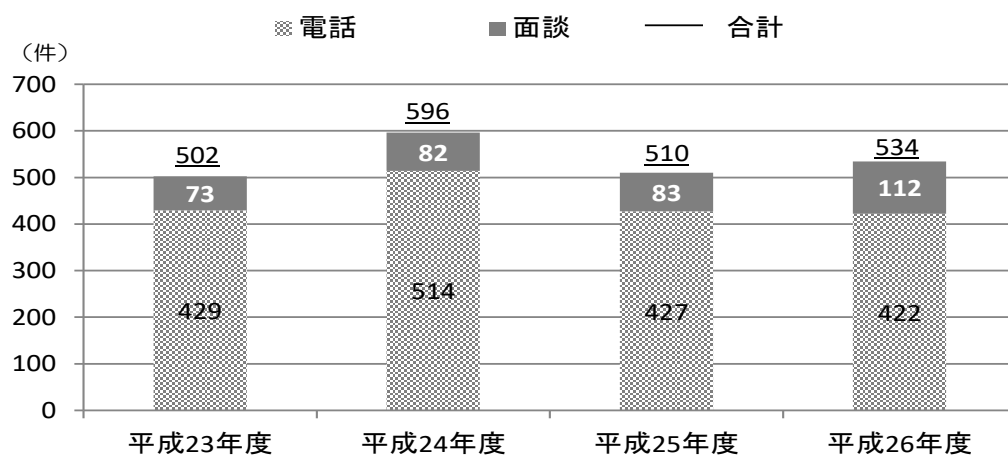
[主な取り組み]

- ❖ 児童虐待、高齢者虐待、セクシュアル・ハラスメントといった暴力が社会問題化する中で、配偶者等からの暴力についても重大な人権侵害であることから、その根絶を目指してきました。
- ❖ 配偶者等からの暴力が重大な人権侵害であることの意識づけをはじめとして各種啓発事業を行うとともに、相談窓口の充実、被害者の支援体制の強化に努めてきました。

[課題]

- ❖ 市民意識調査では、配偶者等からの暴力について精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などで男女に認識の違いがみられました（図 12）。加害者が暴力の自覚なく行為に及んでいる可能性があり、今後、意識啓発活動をより推進する必要があります。
- ❖ 配偶者等からの暴力被害、福祉、家庭児童相談などに対応する相談室を開設し、市民からの相談に対応していますが、相談内容は多様化し、緊急を要する相談への対応を含め、関係機関との連携の強化を図ることが必要になっています（図 16）。

図 16 相談件数の推移



資料：茅ヶ崎市

(3) 目標と取り組みの方向性

目標7 暴力根絶のための意識啓発を推進する

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることや暴力に対する社会的な理解が不十分であったことなどがあると考えられます。さらに近年、被害が深刻化するケースや男性の被害が増えており、暴力の根絶に向けた意識啓発の重要性が増しています。こうした暴力は犯罪であるという社会的認識を浸透させるため、暴力根絶のための意識啓発を推進します。

取り組みの方向性

- 暴力防止に向け、若年層への予防啓発を推進します。
- 暴力防止に向け、法律・制度の理解促進のための啓発を進めます。

目標8 暴力に関する相談体制の充実を図る

社会的にドメスティック・バイオレンス被害が深刻化している中で、ドメスティック・バイオレンス被害に関する相談件数は増加を続けています。相談件数増加の要因として、経済の低迷や社会状況の悪化で暴力行為が増加しているほか、ドメスティック・バイオレンス防止に関する情報提供や啓発が進み、ドメスティック・バイオレンス被害に対する意識が高まっていることが考えられます。暴力の被害を受けた際に相談しやすい身近な相談窓口として周知に努めるとともに、被害者の置かれている状況や背景を理解しながら適切な対応ができるよう、安心して相談できる体制の充実を図ります。

取り組みの方向性

- 相談・手続きのコーディネート機能を果たす相談体制の整備・充実を図ります。
- 関係機関との連携強化を図り、相談事業を推進します。

目標9 暴力被害者の保護・支援体制を確立する

暴力被害者に生命を脅かされる危険性が伴う場合には、被害者を適切に保護し、安全確保を図ることが重要です。被害者が自立し、安心して暮らしていくために、暴力被害者の保護・支援体制の確立に取り組みます。

取り組みの方向性

- 関係機関の連携により適切に被害者を保護、安全確保するための体制整備を推進します。
- 被害者の自立に向け、住居の確保や子どもの教育への支援、経済的支援、生活を安定させるための支援を行います。



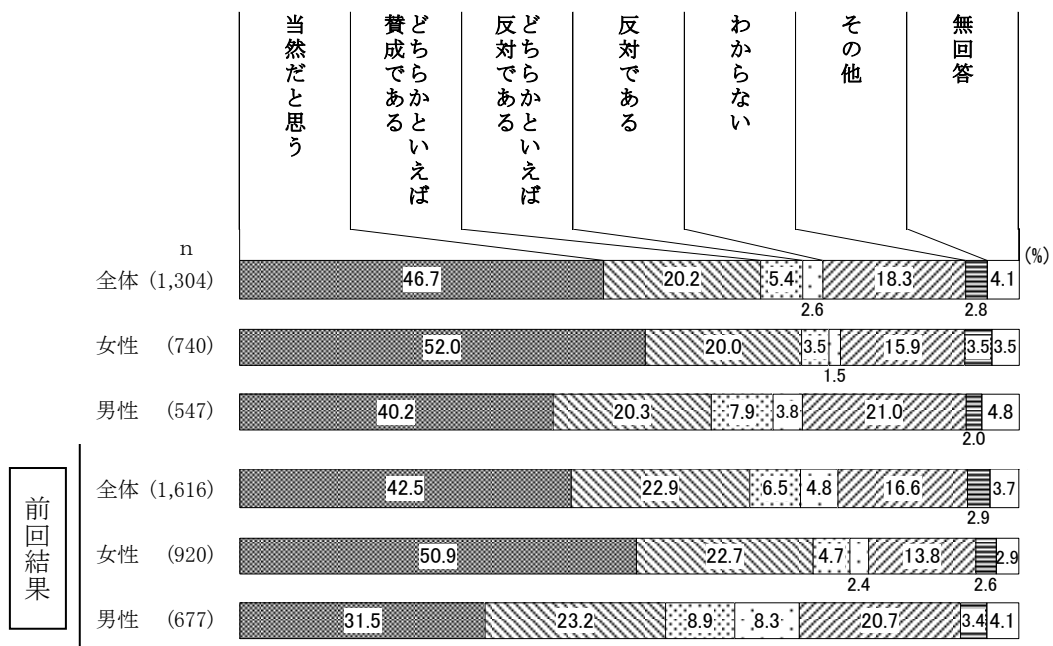
基本目標4 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実

(1)本市の現状

女性も男性も互いの身体的特質を十分に理解し、人権を尊重し、思いやりをもって接することができるよう、女性が自らの身体と健康に関する正しい知識を有し、性と生殖に関する自己決定権を持つことを保障する（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）考え方を社会的に広く浸透させる必要があります。また、女性の健康は、妊娠や出産をはじめとした男性と異なる健康上の問題もあることから、ライフステージにあわせた健康づくりへの支援が大切です。市民意識調査では、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方に賛成する人が女性で7割、男性で6割を超えており、前回調査と比べて賛成する人の割合が増えているものの（図17）、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供や啓発、ライフステージに合わせた健康づくりへの支援を継続して行う必要があります。

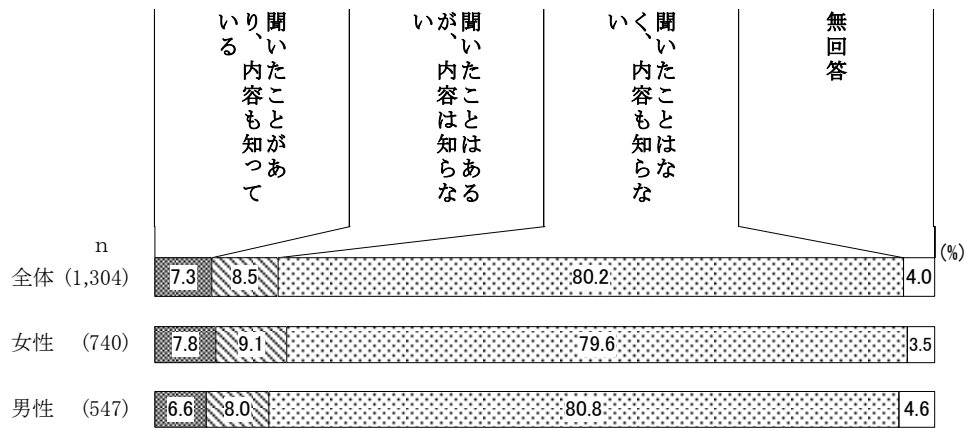
また、雇用の不安定化や格差が広がる社会の中で、高齢者、障害者及び外国人など地域で生活する上で困難を抱える人々やひとり親家庭、経済的自立が困難な人々に配慮し、きめ細かな支援を充実させることが重要です。

図 17 性の自己決定権に基づき、女性が妊娠、避妊、中絶に関して自分が決めることについて



資料：茅ヶ崎市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成26年3月）

図 18 「性の自己決定権(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」という言葉の認知状況



資料：茅ヶ崎市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 26 年 3 月）

(2)これまでの取り組みと課題

[主な取り組み]

- ❖健康に関して人権が尊重される男女共同参画社会の実現に向け、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方が重要であることから、これらの考え方の普及啓発と生涯に渡る健康を守ることに力を入れてきました。
- ❖リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方に関する意識啓発などの講座のほか、健診などによる心身の健康づくり支援、健康に関する相談体制の充実を図ってきました。
- ❖超高齢社会において、高齢者の地域での生活支援とともに、健康や経済的問題など高齢者が抱える課題への対応を進めてきました。また、障害者や外国人など生活に課題を抱える人も増加しており、支援体制の充実を図ってきました。

[課題]

- ❖市民意識調査で「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の認知度は男女ともに1割台半ばにとどまっており、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及啓発に向けた取り組みを継続する必要があります（図18）。
- ❖健診や健康づくり講座や相談事業、妊娠・出産支援などを実施し、多数の市民が参加・活用しています。新たな疾病や健康問題、心の健康支援などさらに健康づくり支援、相談体制の充実が必要です。
- ❖高齢者、障害者及び外国人等が抱える課題・ニーズは多様化しているため、様々な問題に対応しながら、安心して暮らせる環境の整備が必要です。

第5章

基本目標4
生涯を通じた健康づくりと福祉の充実

(3) 目標と取り組みの方向性

目標10 女性の生涯にわたる健康を支援する

女性が自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、生涯に渡り心身の健康を得ることができるよう、意識啓発、健康づくりの支援、相談体制の充実を図り、女性の生涯にわたる健康を支援します。

取り組みの方向性

- 女性が自分のからだのことを自分で決める権利の確立を図ります。
- 生涯を通じて健康に配慮し、ライフステージに応じた支援策の充実を図ります。

目標11 様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境を整備する

高齢者、障害者及び外国人等様々な困難を抱える人々に配慮し、自立に向けた支援を進めると共に、安心して暮らせる環境の整備に取り組みます。

取り組みの方向性

- 高齢者、障害者及び外国人等が安心して暮らせる環境づくりを推進します。
- ひとり親家庭への支援を充実させます。
- 様々な困難を抱える人々の生活を支えるための就労支援やセーフティネットの充実を図ります。

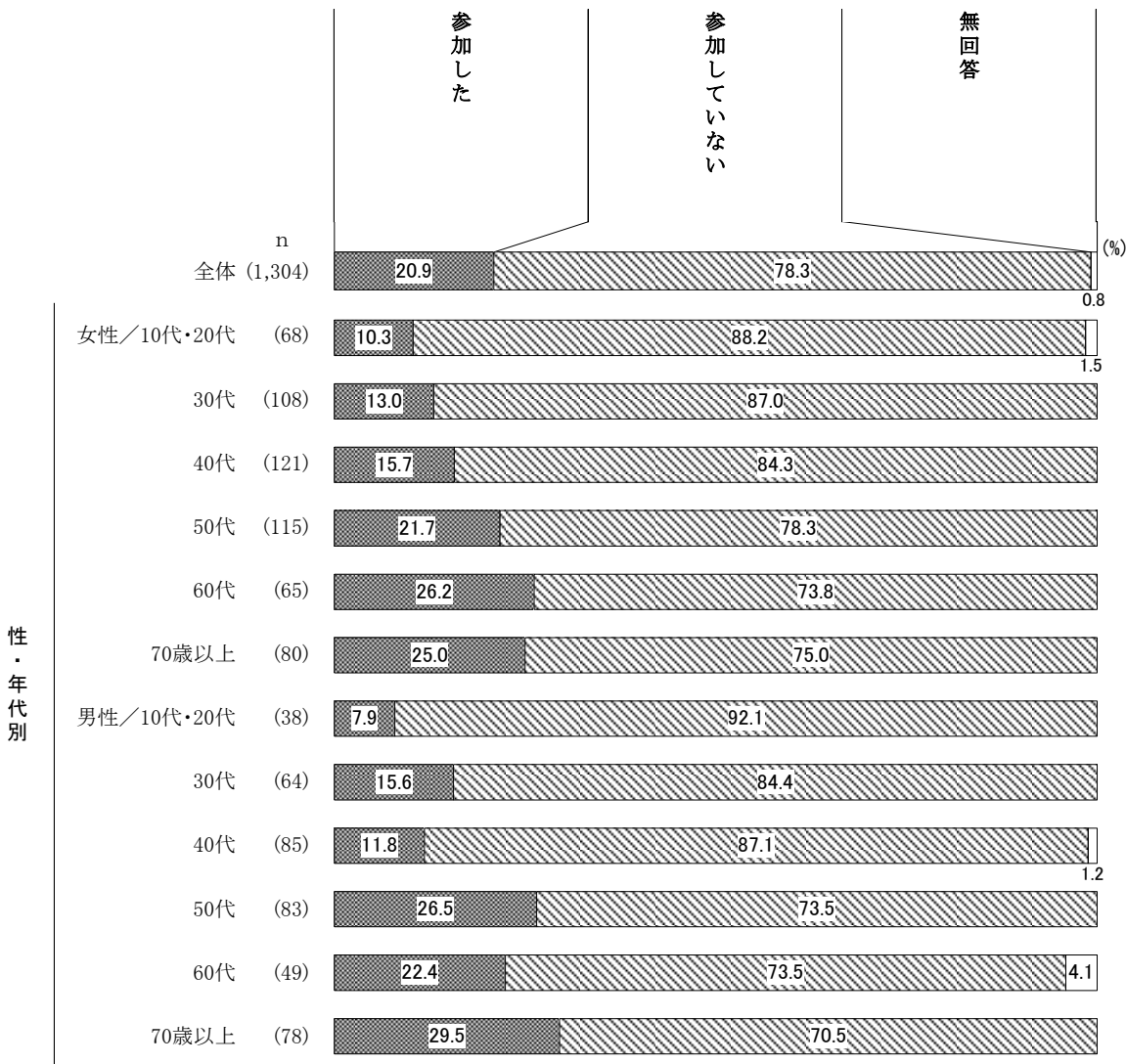


基本目標5 男女が共に参画するまちづくりの推進

(1)本市の現状

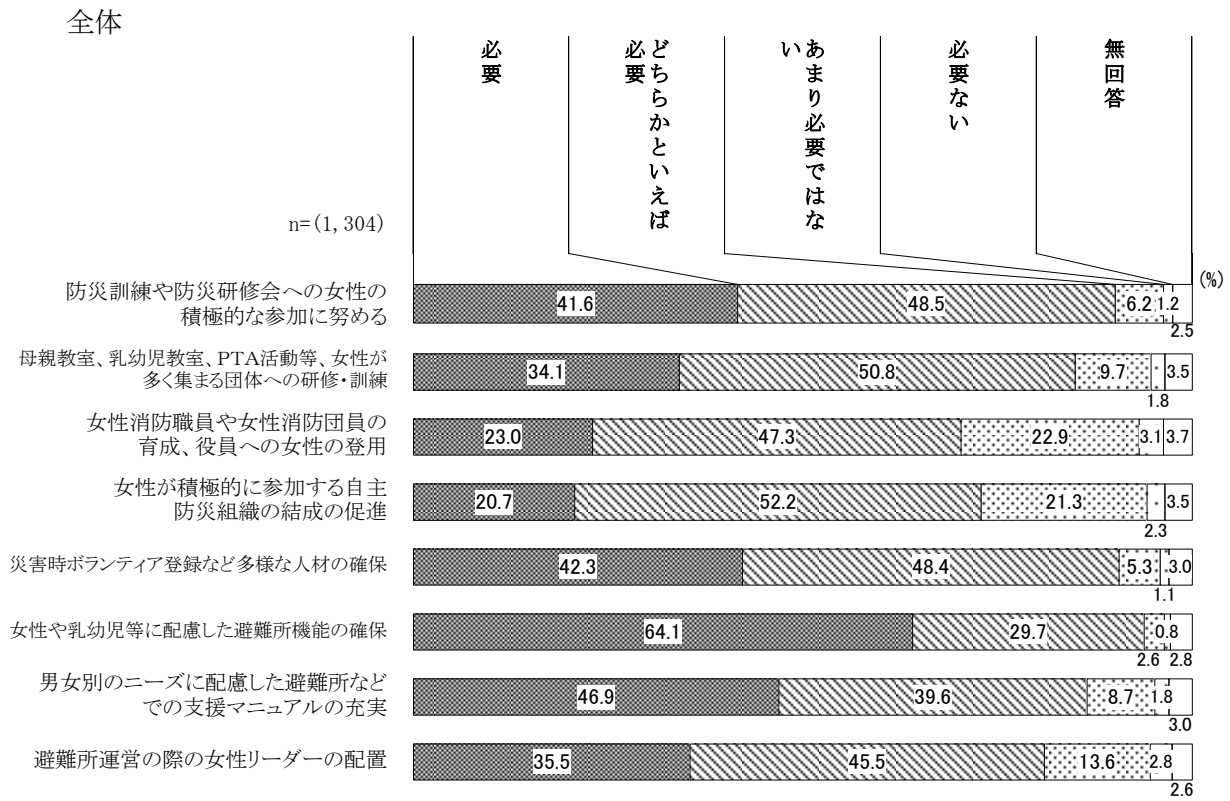
将来にわたって活力ある社会を形成するためには、性別に偏ることなく多様な人材を登用し、多様な視点や新たな発想をいかすことが重要です。また、地域の課題解決の場や産業、防災などの分野においても男女が共に活動に参加し、さまざまなニーズに対応するまちづくりを推進する必要があります。政策・意思決定過程への女性の参画については意識啓発やポジティブ・アクションなどの取り組みが行われており、行政だけでなく企業などへの取り組みの浸透が必要です。地域活動では、市民の関心が高く、特に地域での取り組みが必要になる防災分野に関して、市民意識調査では、地域の防災訓練に参加した人は全体の2割となっており、特に40代までの若い層で参加が進んでいません（図19）。

図 19 1年間での地域の防災訓練への参加状況



資料：茅ヶ崎市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成26年3月）

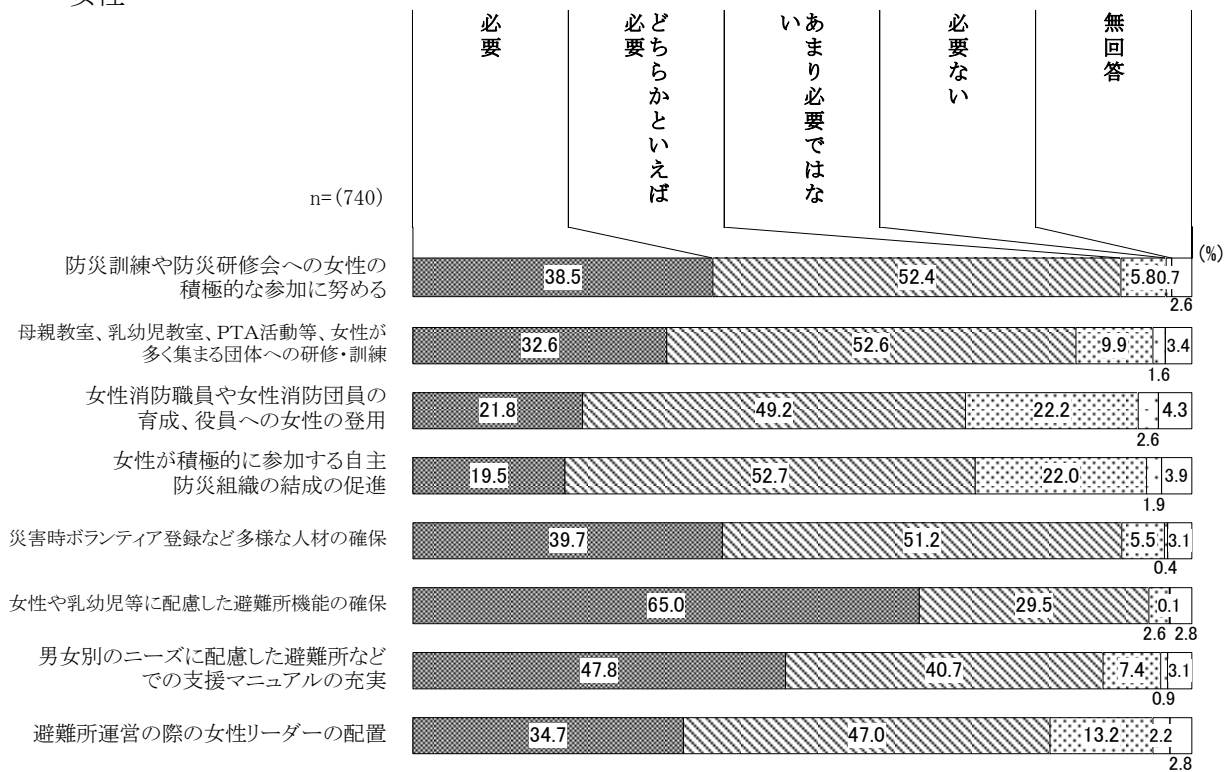
図 20 防災活動に関して男女共同参画を推進していくために必要なこと



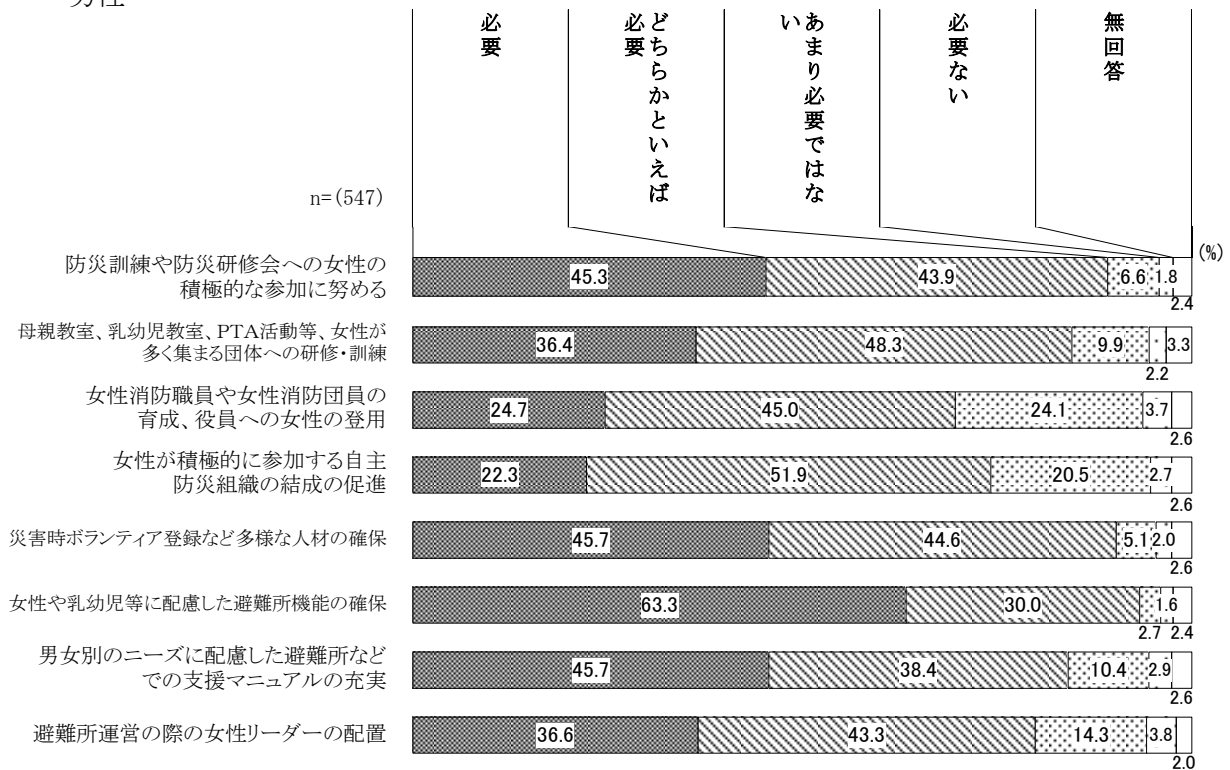
資料：茅ヶ崎市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 26 年 3 月）



女性



男性



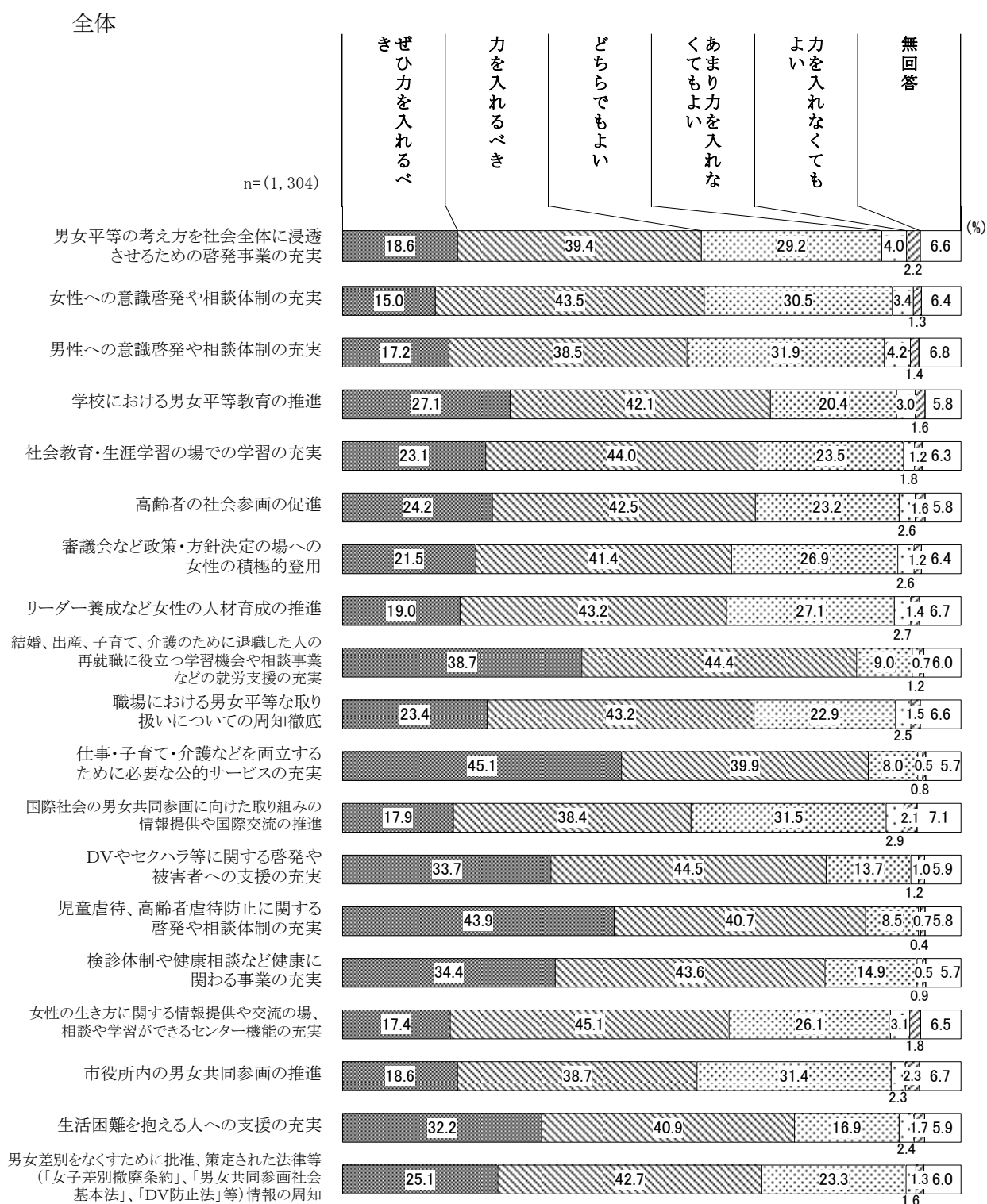
資料：茅ヶ崎市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 26 年 3 月）

第5章

基本目標5

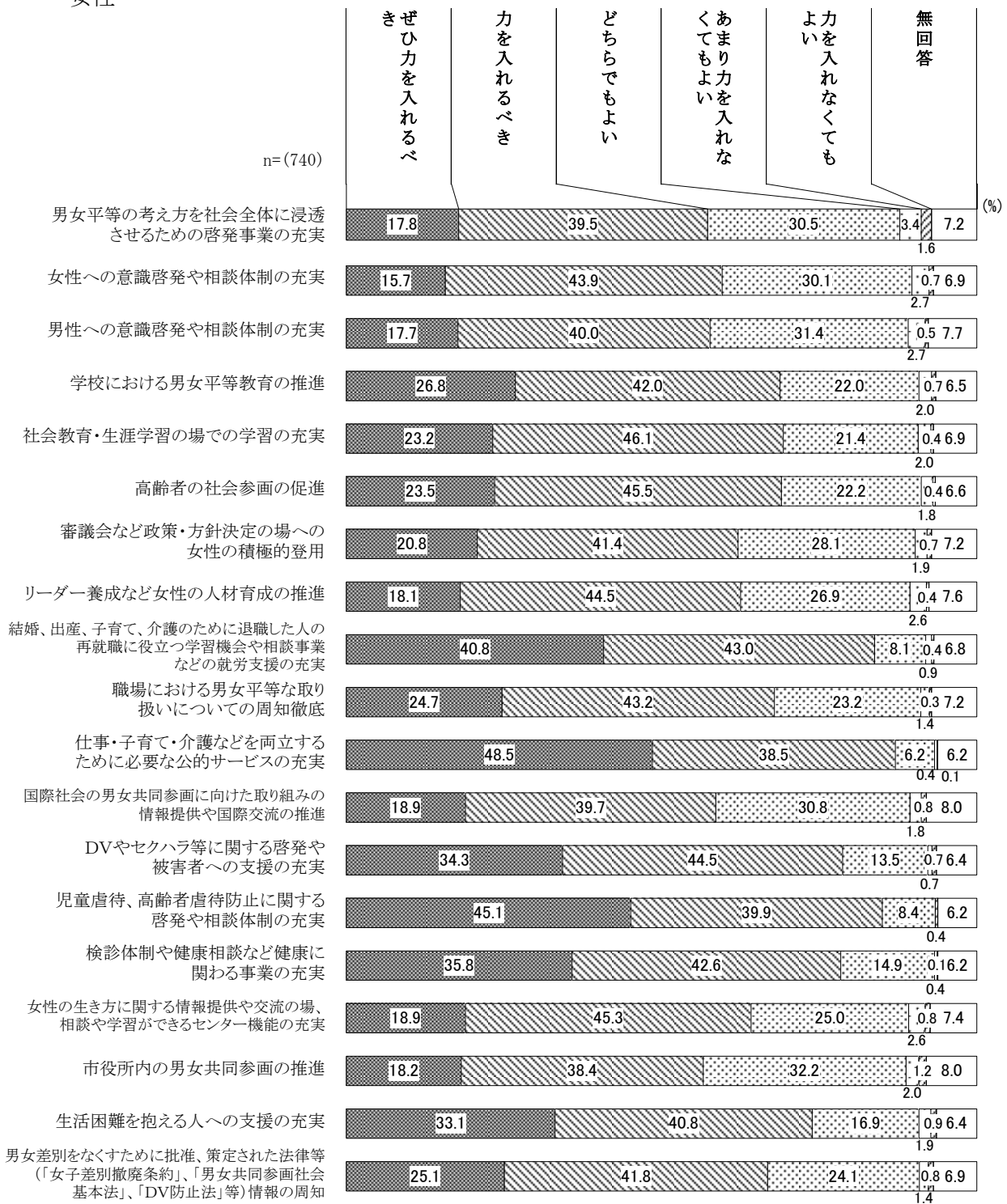
男女が共に参画するまちづくりの推進

図 21 今後茅ヶ崎市が力を入れていくべきこと



女性

n=(740)

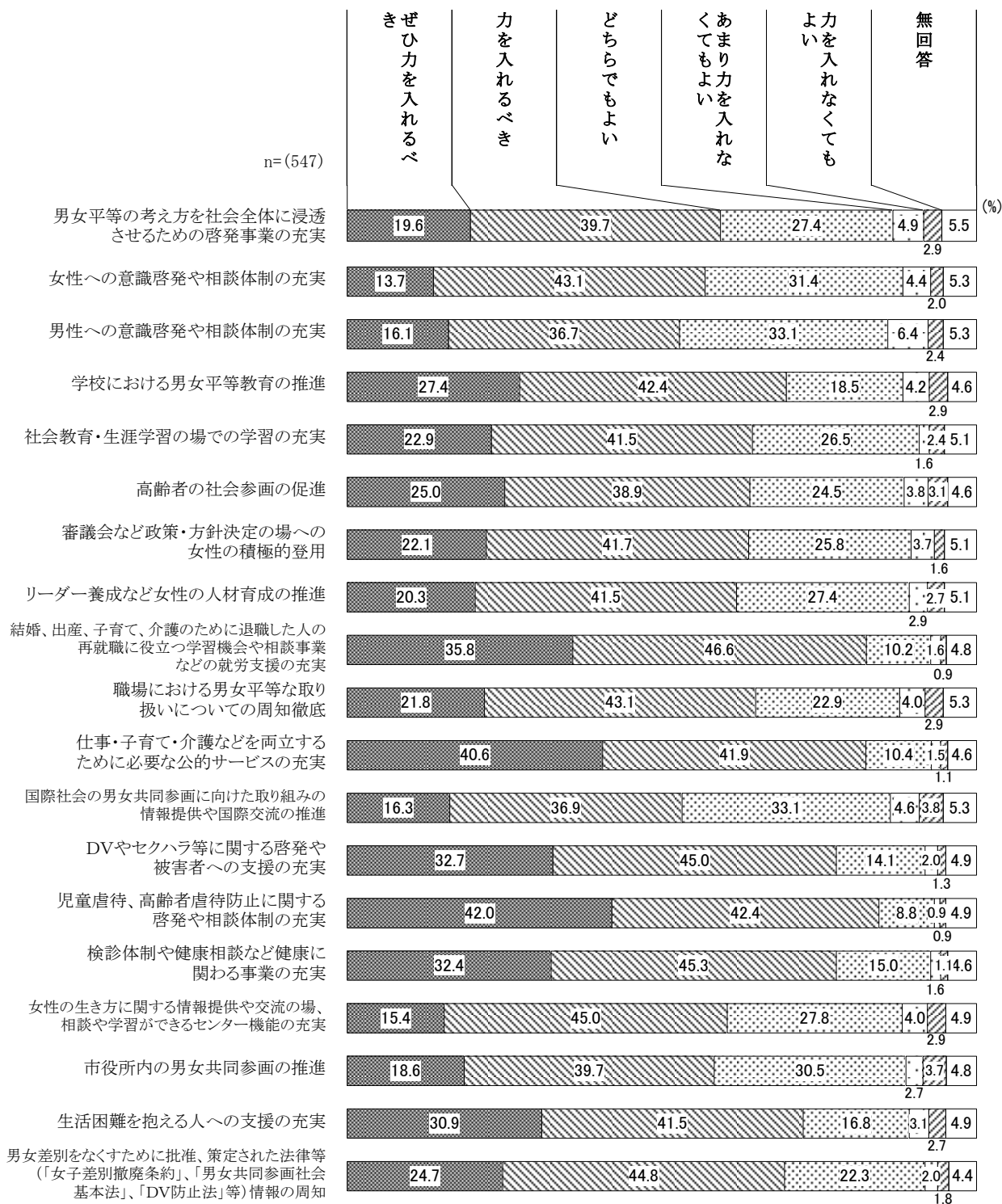


第5章

基本目標5

男女が共に参画するまちづくりの推進

男性



資料：茅ヶ崎市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 26 年 3 月）

(2)これまでの取り組みと課題

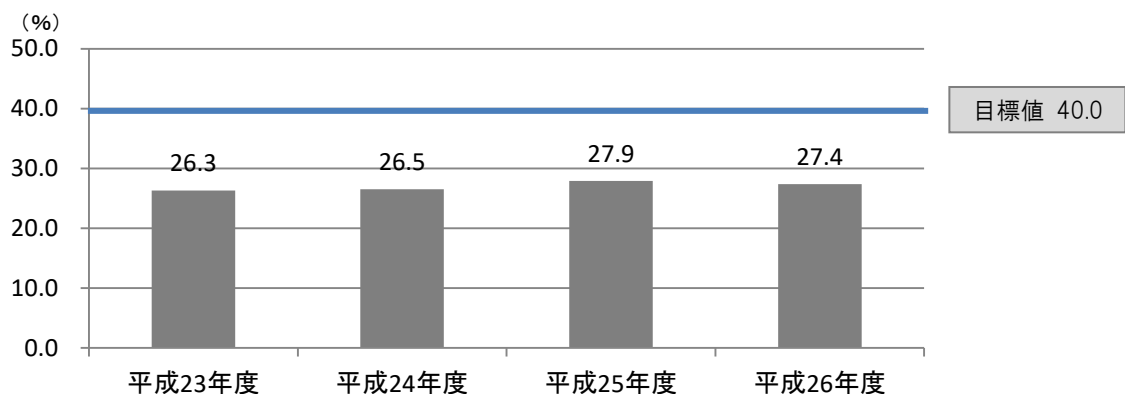
[主な取り組み]

- ❖ 政策などの意思決定過程に男女が参画する機会が確保されることで、様々な施策に男女共同参画の視点が入ることから、性別に偏らず、男女が共に政策・方針決定の場に参画する社会や組織づくりを目指してきました。
- ❖ 行政をはじめとして、職場や地域などあらゆる分野の意思決定過程に性別に偏らない参画を促す取り組みを進めてきました。
- ❖ 地域における男女共同参画の推進に向け、地域の人材育成やネットワークづくり、市民の主体的な参画促進を行ってきました。

[課題]

- ❖ 市の職員・教職員や選挙管理委員会、農業分野などにおいて女性の管理職や委員への登用促進に取り組んでおり、一定の成果を上げています。市内企業などさらに幅広い分野での取り組みの促進が必要です。
- ❖ 市の審議会等における女性委員の割合を平成27年度までに40%とすることを目標として取り組んでいますが、平成26年度に27.4%となっており、さらなる女性の参画促進を進める必要があります。多様な分野の活動において専門的知識を要することも多く、人材育成や人材リストの活用などが必要になります。
- ❖ 地域における活動促進に向けた講座の開催や情報誌の発行などを実施してきました。防災、防犯、農業分野などこれまで女性の参加が少ない分野において、さらに参画を促進する必要があります。

図 22 市の審議会等における女性委員の割合



資料：市民自治推進課
(平成26年度は企画経営課)

(3) 目標と取り組みの方向性

目標 12 政策・方針決定過程の場に女性の参画を増やす

国の第3次男女共同参画基本計画で位置付けられた「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を踏まえ、どちらかの性別に偏ることなく参画の機会が与えられ、多様な視点や発想、また幅広い人材が活用される意思決定の場の実現に取り組めます。

取り組みの方向性

- 性別に偏らない意思決定の場の実現に取り組めます。
- 女性の参画を進める環境づくりを推進します。

目標 13 地域における男女共同参画を推進する

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少していく中で、活力ある社会を形成するためには、固定的性別役割分担意識をなくし、地域における人材育成やネットワークの構築を図り、男女共同参画社会の実現に取り組めます。

取り組みの方向性

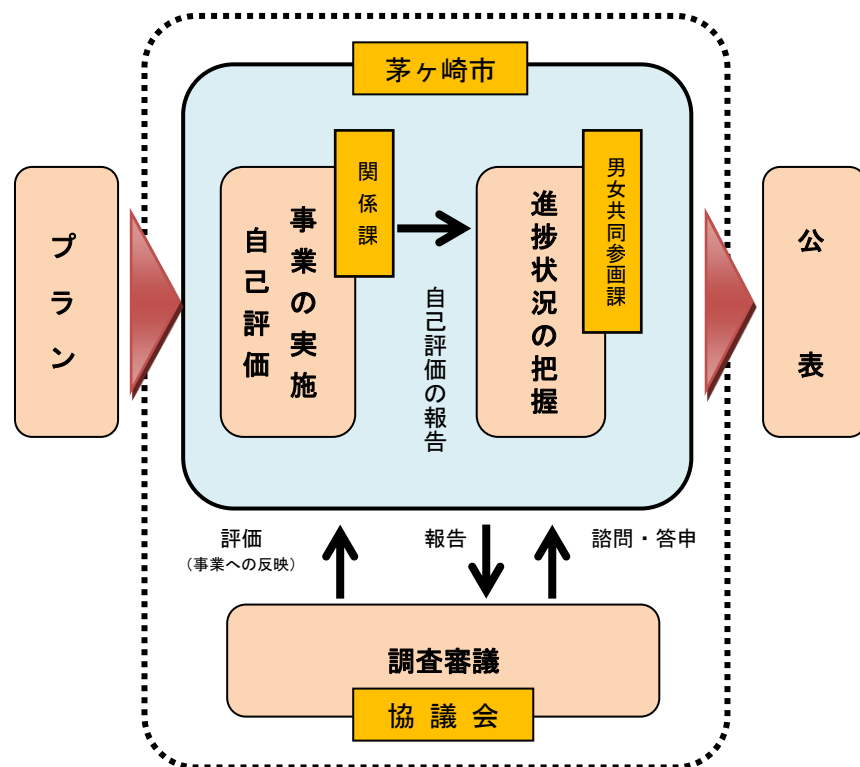
- 自治会、学校区など、身近な生活圏である地域において、男女共同参画を推進します。
- 地域産業、防災・防犯などの分野において、性別に偏らない人材を活かした男女共同参画を推進します。

第6章 プランの進行管理

1 プランの進行管理

本市の男女共同参画に関する取り組み及び事業を具体的かつ明らかにするため、事業計画と結果報告を取りまとめ、「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」と事業計画の進捗状況を把握し、茅ヶ崎市男女共同参画推進会議においてプランを推進します。

また、ちがさき男女共同参画推進プラン協議会において、「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」について意見を聞き、男女共同参画施策に反映させます。



2 プランの評価指標

「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」では、男女共同参画社会基本法の理念に則り、その社会の形成に向けた施策を実行し、その進捗管理を行うことで、本市における男女共同参画社会の実現の状況を検証します。

「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」の評価指標は、市民のニーズを把握し、行政が実施した施策がどのような効果（成果）をもたらしたかを調べる尺度（ものさし）とするもので、それを数値目標として示したものです。

この評価指標は、計画期間である7年間（予定）の経年推移の観察が可能なアンケートによる意識調査を主として設定しました。

（1）男女共同参画の進捗状況に関する指標

項 目 (説 明)	実績値	目標値	担当課
男女共同参画社会基本法を知っている人の割合 【男女共同参画に関するアンケート調査】	32.3% (平成26年6月)	60.0%	男女共同参画課
男女共同参画に関する市民の意識の浸透度を測る目安として設定。			
ちがさき男女共同参画推進プランを知っている人の割合 【男女共同参画に関するアンケート調査】	7.4% (平成26年6月)	50.0%	男女共同参画課
男女共同参画に関する市の取り組みの浸透度を測る目安として設定。			
茅ヶ崎市男女共同参画推進センターを拠点とした男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを知っている人の割合 【男女共同参画に関するアンケート調査】	11.7% (平成26年6月)	60.0%	男女共同参画課
男女共同参画に関する市の取り組みの浸透度を測る目安として設定。			

(2) 基本目標に対する指標

基本目標	項目 (説明)	実績値	目標値	担当課
男女共同参画の意識啓発の推進	社会通念・慣習・しきたりにおいて男女の地位が平等になっていると思う人の割合 【男女共同参画に関するアンケート調査】	29.5% (平成26年6月)	35.0%	男女共同参画課
	男女共同参画に関する市民の意識の浸透度を測る目安として設定。			
	固定的性別役割分担意識に反対する人の割合 【男女共同参画に関するアンケート調査】	59.3% (平成26年6月)	60.0%	男女共同参画課
	多様な生き方を認めあう男女共同参画社会の意識の浸透度を測る目安として設定。			
	メディア・リテラシーを知っている人の割合 【男女共同参画に関するアンケート調査】	14.5% (平成26年6月)	15.0%	男女共同参画課
	「女性や子どもの人権を侵害するような表現に問題意識を持って情報を取捨選択し、読み解き、活用することが大切である」という考え方の浸透度を測る目安として設定。			
仕事と生活の両立ができる環境整備の促進	女性が職業を持つことについて「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と考える人の割合 【男女共同参画に関するアンケート調査】	35.9% (平成26年6月)	50.0%	男女共同参画課
	多様な生き方を認めあう男女共同参画社会の意識の浸透度を測る目安として設定。			
	認可保育所（園）の在籍者数	3061人 (平成26年度)	3281人 (平成31年度)	保育課
	待機児童解消のため、また保護者の多様な保育ニーズに対応するため、保育園の入園児童数を指標として設定。			
配偶者等に対する暴力の根絶	配偶者・パートナー間における次の行為を暴力と認識する人の割合 「交友関係、電話、メールなどを細かく監視する」 【男女共同参画社会に関する市民意識調査】	40.4% (平成26年3月)	50.0%	男女共同参画課
	配偶者・パートナー間における暴力に対する市民の意識の浸透度を測る目安として設定。			
	女性のための相談室を知っている人の割合 【男女共同参画に関するアンケート調査】	17.8% (平成26年6月)	40.0%	男女共同参画課
	問題解決の一助として、困った時に安心して相談できる相談先の認知度を測る目安として設定。			

第6章 プランの進行管理

基本 目標	項 目 (説 明)	実績値	目標値	担当課
生涯を通じた健康づくりと 福祉の充実	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に賛成する人の割合 【男女共同参画に関するアンケート調査】	88.8% (平成26年6月)	90.0%	男女共同参画課
	女性が妊娠・出産等、自分のからだのことを自分で決める権利についての意識の浸透度を測る目安として設定。			
	就労が決定し、収入を得た生活保護受給者の割合	45.4% (平成26年度)	45.0%	生活支援課
	生活保護受給世帯に対し就労支援を行い、自立が進んでいるかを指標として設定。			
男女が共に参画するまちづくりの推進	市の審議会等における女性委員の割合	27.4% (平成26年度)	40.0%	男女共同参画課
	性別に偏らない政策、意思決定の場の実現に向けた市の取り組みの進捗状況の把握のために設定。			
	託児サポーター事業の活用	31 事業 (平成26年度)	40 事業	男女共同参画課
	子育て中の方が、啓発講座や審議会等への参加が可能な体制を整えることを目的とした託児サポーターを活用した事業数を指標として設定。			

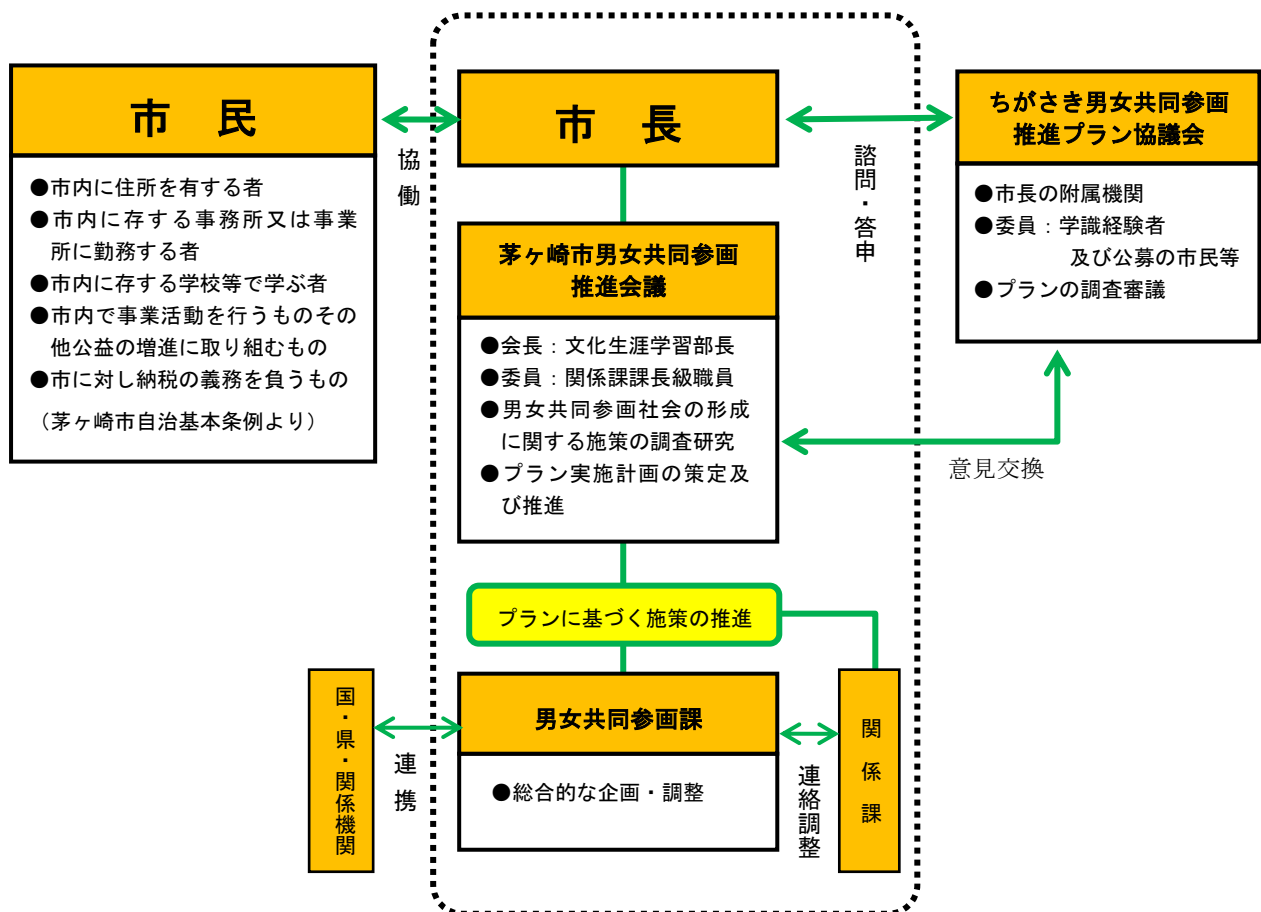
第7章 プランの推進体制

1 プランの推進体制

この「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」に示した取り組みを全庁的に進めるために、庁内組織である茅ヶ崎市男女共同参画推進会議において男女共同参画社会の形成に関する施策の充実を図り、プランを推進していきます。

また、本市は、ちがさき男女共同参画推進プラン協議会（公募の市民、学識経験者、茅ヶ崎市男女共同参画推進センター登録団体、関係団体などの代表者から13名以内で構成される附属機関）などとの情報交換の場を通して、関係機関と連携体制を構築してプランを推進します。

市の「茅ヶ崎市男女共同参画推進会議」と附属機関である「ちがさき男女共同参画推進プラン協議会」については、必要に応じて合同で会議を開催するなど、意見交換の場を持ち、プランの推進に向けて取り組んでいます。



2 市の率先行動

男女共同参画社会を実現するために、市民、地域、事業者及び市が、その役割に応じて共に取り組むことが大切です。そのため、まず市が率先して取り組み、その成果や経験を市内に広げていきます。

3 国・県などへの要望と連携

「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」に掲げる取り組みには、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業や広域的な対応を必要とするものがあります。

男女共同参画社会の実現のために、国や県に対し、国や県が実施すべき施策の着実な推進、更なる財源措置などを要望するとともに、国や県と連携しながら男女共同参画施策を推進していきます。

資料

1 男女共同参画のあゆみ

	世 界	日 本	神奈川県	茅ヶ崎市
1945 昭和20年	■国連憲章採択	■衆院法改正（成年女子に参政権）		
1946 昭和21年	■国連に婦人の地位委員会設置	■戦後初の総選挙で女性の選挙権が行使され、女性国会議員39人誕生		
1947 昭和22年		■日本国憲法施行 ■民法改正・家制度廃止		
1948 昭和23年	■第3回国連総会で「世界人権宣言」採択			
1967 昭和42年	■第22回国連総会で「婦人に対する差別撤廃宣言」採択			
1975 昭和50年	■国際婦人年 ■国際婦人年世界会議（メキシコシティ） ・「世界行動計画」採択	■総理府に婦人問題企画推進本部設置		
1976 昭和51年	■1976年から1985年までを「国連婦人の十年」とする	■民法一部改正（離婚後の氏の選択の自由） ■第1回日本婦人問題会議（労働省）開催	■県知事室に婦人関係行政の窓口設置	
1977 昭和52年		■「国内行動計画」策定 ■国立婦人教育会館開館		
1979 昭和54年	■第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択			
1980 昭和55年	■「国連婦人の十年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン） ・「女子差別撤廃条約」署名式	■民法一部改正（配偶者の法定相続分が1/3から1/2に）（1981年施行）		
1982 昭和57年			■かながわ女性会議結成 ■県民部に婦人企画室設置 ■県立婦人総合センター開設	
1983 昭和58年				■茅ヶ崎市婦人センター開設
1984 昭和59年		■国籍法・戸籍法改正（父母両系主義の採用）（1985年施行）		
1985 昭和60年	■「国連婦人の十年」最終年世界会議開催（ナイロビ） ・「ナイロビ将来戦略」採択	■「女子差別撤廃条約」批准 ■「男女雇用機会均等法」成立（1986年施行）		

	世 界	日 本	神奈川県	茅ヶ崎市
1986 昭和61年				■茅ヶ崎市婦人関係行政推進連絡協議会設置
1987 昭和62年		■「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	■新かながわ女性プラン策定	
1989 平成元年		■新学習指導要領の告示（高校家庭科男女必修） ■法例一部改正（婚姻、親子関係等における男性優先規定の改正等）		
1990 平成2年	■「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択（国連・経済社会理事会） ■「ILO第171号条約（夜業に関する条約）」採択（ILO総会）			
1991 平成3年		■「育児休業等に関する法律」成立（1992年施行） ■「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」策定	■新かながわ女性プラン改定実施計画策定 ■県立婦人総合センターから県立かながわ女性センターに名称変更	■茅ヶ崎市女性行動計画策定委員会設置
1993 平成5年	■世界人権会議開催（ウィーン） ■「女性に対する暴力撤廃に関する宣言」採択（国連総会）			■ちがさき女性プラン策定 ■ちがさき女性プラン推進協議会設置 ■企画部文化室設置 ■茅ヶ崎市婦人センターから茅ヶ崎市女性センターに改称
1994 平成6年	■国際人口・開発会議開催（カイロ）	■内閣に男女共同参画推進本部設置		
1995 平成7年	■第4回国連世界女性会議（北京） ・「行動綱領」「北京宣言」採択	■「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）		
1996 平成8年		■「男女共同参画2000年プラン」策定		■茅ヶ崎市婦人関係行政推進連絡協議会から茅ヶ崎市女性行政推進会議に改称

	世 界	日 本	神奈川県	茅ヶ崎市
1997 平成9年		■「男女雇用機会均等法」改正（差別解消努力義務から差別禁止規定の制定。セクハラ防止、ポジティブ・アクションへの対応など） （一部を除き1999年施行） ■「労働基準法」一部改正（女性の時間外・休日労働、深夜業規制を解消など） （施行平成11年） ■「育児・介護休業法」一部改正（労働者の深夜業制限の制度創設など） （施行平成11年）	■かながわ女性プラン21策定	
1998 平成10年				■茅ヶ崎市女性センター移転 ■市長室市民活動推進課設置
1999 平成11年	■「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択	■「男女共同参画社会基本法」公布・施行		
2000 平成12年	■国連特別総会「女性2000年会議開催（ニューヨーク）」 ・「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」採択	■「男女共同参画基本計画」策定		
2001 平成13年		■内閣府に男女共同参画局を設置 ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行		■ちがさき男女平等参画プラン策定
2002 平成14年			■神奈川県男女共同参画推進条例の公布・施行 ■配偶者暴力相談支援センター設置	■女性のための相談室設置 ■茅ヶ崎市女性行政推進会議から茅ヶ崎市男女共同参画推進会議に改称 ■企画部男女参画社会課設置
2003 平成15年		■「次世代育成支援対策推進法」成立	■かながわ男女共同参画推進プラン策定	

	世 界	日 本	神奈川県	茅ヶ崎市
2004 平成16年		■「育児・介護休業法」一部改正（施行平成17年） ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正（同年施行）		■ちがさき女性プラン推進協議会からちがさき男女平等参画プラン推進協議会へ改称
2005 平成17年	■第49回国連婦人の地位委員会閣僚級会合「北京+10」開催（ニューヨーク）	■「男女共同参画基本計画（第2次）」策定		■ちがさき男女平等参画推進プラン改訂版策定
2006 平成18年		■「男女雇用機会均等法」一部改正（男性に対する差別の禁止、間接差別の禁止など（2007年施行）	■かながわDV被害者支援プラン策定	
2007 平成19年		■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正（施行平成20年）		
2008 平成20年			■かながわ男女共同参画推進プラン（第2次）策定	
2009 平成21年		■女子差別撤廃委員会の総括所見公表	■かながわDV被害者支援プラン改定	
2010 平成22年	■「第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）」開催	■「男女共同参画基本計画（第3次）」策定		■文化生涯学習部男女共同参画課設置
2011 平成23年				■ちがさき男女共同参画推進プラン策定 ■ちがさき男女平等参画プラン推進協議会からちがさき男女共同参画推進プラン協議会へ改称
2013 平成25年			■かながわ男女共同参画推進プラン（第3次）策定	■茅ヶ崎市女性センターを茅ヶ崎市男女共同参画推進センター（愛称：いこりあ）に改称
2014 平成26年			■かながわDV防止・被害者支援プラン策定	
2015 平成27年			■県立かながわ女性センターから県立かながわ男女共同参画センター（愛称：かなテラス）に改称し、場所を県藤沢合同庁舎へ移転	
2016 平成28年				■第2次ちがさき男女共同参画推進プラン策定

2 男女共同参画社会基本法 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第
百二号

同 十一年十二月二十二日同 第
百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に
関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—
第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取

組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が

尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会

の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進

に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱い

その他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する

議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

3 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健

康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認

識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

と。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味にお

いても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のた

めの計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理すること

につき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国

内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第5部

第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了する

ものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
- (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に

関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

1 いずれの締約国も、国際連合事務

総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解

決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

4 （仮称）第2次ちがさき男女共同参画推進プラン（案）について （諮問・答申）

26茅男女第34号

平成26年7月15日

ちがさき男女共同参画推進プラン協議会会長 様

茅ヶ崎市長 服部 信明

茅ヶ崎市の男女共同参画の進捗状況及び（仮称）第2次ちがさき
男女共同参画推進プラン（案）について（諮問）

このことについて、次のとおり茅ヶ崎市附属機関設置条例第2条及びちがさ
き男女共同参画推進プラン協議会規則第2条の規定により意見を求めます。

1 諮問する事案

- (1) 茅ヶ崎市の男女共同参画の進捗状況（平成25年度）について
- (2) （仮称）第2次ちがさき男女共同参画推進プラン（案）について

2 添付書類

ちがさき男女共同参画推進プラン 進捗状況に関する報告書（平成23～2
5年度）

なお、(1) についての答申は、平成26年11月末までに提出願います。

事務担当

文化生涯学習部男女共同参画課男女共同推進担当

電話 57-1414（直通）

平成27年2月17日

茅ヶ崎市長 服部 信明 様

ちがさき男女共同参画推進プラン協議会
会長 中嶋 公子

(仮称) 第2次ちがさき男女共同参画推進プラン(案)について(答申)

平成26年7月15日付け26茅男女第34号により諮問を受けました(仮称) 第2次ちがさき男女共同参画推進プラン(案)について、次のとおり答申いたします。

ちがさき男女共同参画推進プラン協議会は、(仮称) 第2次ちがさき男女共同参画推進プラン(案)について、茅ヶ崎市民の立場から、国連における女子差別撤廃条約採択以後の国際的動向と国連の日本への勧告、現在の国における第3次男女共同参画基本計画を考慮しながら、議論を重ねてきました。

これまでのちがさき男女共同参画推進プラン(平成23年度～27年度)では、「人権が尊重された、男女共同参画社会の形成」を基本理念とし、4つの基本目標と14の目標を定め、様々な取り組みが行われてきました。本プランでは、茅ヶ崎市民の男女共同参画の現状に対応したプランかどうか、今後5年間の茅ヶ崎市の男女共同参画推進にかかわる施策の方向性を明示しているかどうかを重視しました。

本プランでは、とくに、近親者間(配偶者間)における暴力は人権侵害であり、これまで以上に根絶に向けて取り組む必要を強調しています。したがって、「基本目標3 配偶者等に対する暴力の根絶」を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に位置づけられている市町村基本計画として位置づけられたことは評価します。

また、様々な困難を抱える人々への対応について、男女共同参画の視点から、生活を支えるセーフティーネットの充実を取り組みの方向性として取り上げたことについても、評価したいと思います。

しかしながら、プランの継続的な実効性に向けて、今後さらに以下の3つの課題を解決していく必要があります。

課題の1は、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に向けたさらなる取り組みです。

社会を取り巻く環境は、少子高齢化、人口減少、グローバル化等がもたらす経済社会状況など、

より厳しくなっています。男性も女性もあらゆる世代の誰もが仕事や子育てや地域活動などの参画を通して自分の希望するバランスで展開できる社会を構築しなくてはなりません。そのためには現状を踏まえ、それぞれが働き方の見直しや意識改革を図るなど仕事と生活の調和の推進に向けた取り組みが重要です。

茅ヶ崎市の女性の年齢階層別労働力率は、20歳代後半から80歳代前半まで国や県の労働力率より低くなっています。これは、茅ヶ崎市の女性は、就労時間や通勤時間の関係などから仕事と子育ての両立が難しく、出産・育児を機に離職する人の割合が国や県より多いことが考えられます。茅ヶ崎市の女性の仕事と生活のバランスをとるということは、仕事への女性参入等によって新たな価値や付加価値が生まれ、生活（育児・介護、趣味、社会貢献）への男性参入によって、新しい生きがいや価値観を発見する可能性へも繋がっていきます。一方で、ワーク・ライフ・コンフリクト（仕事と生活の調和を図るにあたり、希望を満たせない葛藤）を抱える人々の存在やダブルケア世帯（子育てと親の介護を同時にしなければならない世帯）の増加の予測についても忘れてはならないと思います。

課題の2はジェンダー統計に基づくデータ積み上げの必要性和施策への反映です。仕事と家庭生活の両立が可能な社会の仕組みや意識がどこまで達成されているのかを見るのが、ジェンダー統計です。課題の1として挙げたワーク・ライフ・バランスとジェンダー統計は不可分の関係にあると言えます。

ジェンダー統計とは、ジェンダー平等の視点から男女共同参画の現状を数量として把握する統計です。ジェンダー統計は、茅ヶ崎市の実態・実情を知り、今後の男女共同参画社会への仕組みの転換が可能なのか、どのように転換すべきかを知るための基礎データとなるものです。たとえば、茅ヶ崎市の扶助費の増加のジェンダー（男女）比、離婚率、シングル率などからも家族形態の変容を確認できると思います。まず、家族世帯の実態を認識し、分析した上で、様々な困難を抱える人々への個別的な施策などに取組んでほしいと思います。また男女共同参画を妨げている阻害要因や男女の固定的な性別役割分担から生じる具体的な生活課題を知り、解決の手だてとなる政策立案のためにも用いられます。このようにジェンダー統計の積み上げを軸にして、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画社会の実現に向け、茅ヶ崎市民のかかえる生活課題の解決に有効な施策の一助となればと願うものです。

課題の3は、本プランの取り組みをより実効性のあるものとする事です。そのためには、市民にわかりやすく、読みやすいプランである必要があり、主体となる市民のさらなる創成と様々な団体との連携・協働が必要となっており、さらなる推進の努力が肝要とされます。

以上、(仮称) 第2次ちがさき男女共同参画推進プラン（案）について、同プランが茅ヶ崎市における男女共同参画社会実現の実効性の確保に向けた新たな第一歩となることを希望します。

5 ちがさき男女共同参画推進プラン協議会委員名簿

委員名	所属団体の名称及びその役職の名称 又は選任の方法	役職
中嶋 公子	学識経験者	会長
松本 順子	茅ヶ崎市男女共同参画推進センター登録団体	副会長
石井 直子	公募の市民	
小原 多江子	学識経験者	
川野 圭子	学識経験者	
小室 典子	茅ヶ崎市男女共同参画推進センター登録団体	
酒田 美淑	茅ヶ崎商工会議所	
椎野 信雄	学識経験者	
白井 愛子	茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会	
白井 精治	さがみ農業協同組合	
谷 雅志	湘南地域連合	
吉野 八重子	公募の市民	
渡辺 馨	茅ヶ崎市男女共同参画推進センター登録団体	

〔五十音順（会長、副会長を除く）、敬称略〕

6 「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン（素案）」についてのパブリックコメント実施結果

1 募集期間 平成27年5月25日（月）～ 平成27年6月24日（水）

2 意見の件数 40件

3 意見提出者数 9人

4 内容別の意見件数

項 目	件 数
全般に関する意見	9件
「第1章 プランの策定にあたって」に関する意見	1件
「第2章 プランの体系」に関する意見	2件
「第3章 プランの基本理念」に関する意見	0件
「第4章 プランの基本目標」に関する意見	1件
「第5章 プランの施策と展開」に関する意見	18件
「第6章 プランの進行管理」に関する意見	2件
「第7章 プランの推進体制」に関する意見	0件
パブリックコメントに関する意見	3件
その他の意見	4件
合 計	40件

 = 一部修正を加えた項目

市民の皆さまから寄せられたご意見及び市の考え方の詳細は、
男女共同参画推進センター いこりあ、市政情報コーナーまたは市の公式ホームページ
(<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>) の「市政情報・市民参加・パブリックコメント」
でご覧いただくことができます。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
17ページ 〈基本目標3 人権が尊重される社会づくり〉 配偶者や恋人などパートナーからの暴力について、<u>暴力を受けた経験がある人、暴力を受けた人から相談された</u> ことがある人等の相談先は、 「どこにも（誰にも）相談しなかった（できなかった）」の割合が最も高くなっています（48ページ参照）。	17ページ 〈基本目標3 人権が尊重される社会づくり〉 配偶者や恋人などパートナーからの暴力について、「暴力をされた経験がある人、暴力をされた人から相談を受けたことがある人等の相談先」は、「どこにも（誰にも）相談しなかった（できなかった）」の割合が最も高くなっています（48ページ参照）。
58ページ 	58ページ 

イラスト

越前市男女共同参画センター「あんだんて」 生活の中で見る男と女 ^{ひと} ^{ひと} イラスト・カット集より

第2次ちがさき男女共同参画推進プラン

平成28年（2016年）1月発行 300部作成

発行 茅ヶ崎市

編集 文化生涯学習部男女共同参画課男女共同推進担当

〒253-0044 神奈川県茅ヶ崎市新栄町12番12号トラストビル4階

茅ヶ崎市男女共同参画推進センター いこりあ内

電話 0467-57-1414

FAX 0467-57-1666

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト
QRコード

